

讀雜誌



號七第卷六第

録

III

讀書

11

V

1

警 察 監 獄 獄 學 會 發 兌

●廣 告

●發行主意書

文化ノ發達ハ出版物ノ盛衰ヲ以テ之ヲスルヲ得ヘシ今ヤ其極盛ニ達シ文學技術法律ノ類ヨリ凡ソ宇宙間ノ事物之ヲ言ヒ顯サルナキニ至レリ然レトモ獨リ獄事ニ關スル書冊中四人ノ心性ヲ矯贊助ヲ得テ教誨新報ト題スル修身的新志ヲ刊行シ囚人ノ心性改良ニ須要ナル事項ヲ網羅シ以テ感化上最良ノ機關トナリ之カ指示者タル務ラ盡シ獄事改良ニ聊カ裨益ヲ與ヘントス冀クハ諸士左ノ各項ヲ御熟覽之上御贊成ノ榮ヲ賜ハランヲ伏テ望ム

教誨新報ハ專ラ道德的事項ヲ掲ケ教誨ノ効果ヲ全クシ併セテ檢束上尤モ弊害アル雑誌ヲ遮断スルノ便益ニ供ス

教誨新報ハ全國集治監假留監地方監獄ニ於テ免幽閉特赦假出獄ヲ許サレタル者亦賞表ヲ受ケタル囚人ノ犯情刑名刑期姓名平素ノ行狀等其感化上必要ナル事項ヲ掲載ス

教誨新報ハ忠臣孝子ノ傳記ヲ掲載ス

教誨新報ハ修身學ノ講義ヲ掲載ス

教誨新報ハ四人ニ必要ナル政府ノ法令并ニ之カ解釋ヲ掲載ス

教誨新報ハ毎月二回刊行ス一枚ノ代金壹錢トス

追白當府監獄署ハ已ニ贊成ヲ得就テハ發行ノ都合モ有之ニ付御贊成ノ可否ヲ來ル五月十五日迄ニ御報道相成度依テ郵券相添ヘ此段御依頼仕候尙亦本紙掲載ニ差支ナキモノト御認メノ文章及世人ノ龜鑑トナルヘキ必要ノ事項ハ特ニ御寄書相成度併テ奉願上候

大阪市東區石町一丁目五番地

大日本教誨新報創立假事務所

發金人

福田熊太郎

全

川口保

全

上島英行

監 獄 學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

伯爵井上内務大臣閣下題字 内務省警保局長 小野田元熙君序文
 司法次官 清浦奎吾君序文 教授法科大學長 穂積陳重君序文
 神奈川縣知事 中野健明君序文 博士内務省土木局長兼都筑馨六君序文
 静岡縣知事 小松原英太郎君序文 士官文學士上島英行
 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

司法次官 清浦奎吾君序文 內務省警保局長 小野田元熙君序文
 東京集治監典獄 石澤謹吾君序文 內務書記官文學士久米金彌君序文
 前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文

神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

靜岡縣知事小松原英太郎君題字
内務書記官文學士久米金彌君序文

神奈川縣典獄小河滋次郎君著
内務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文

看守必携獄務提要

完

靜岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城集治監教師藤吉習教君著

八木秀太郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雑誌第六卷第七號

論 説

●集治監典獄特別任用令の公布に就て

近時我國監獄社會は當局者嚮きに率先して之れか改良を唱道し爾後漸く此方針に向て施設計畫せられつゝあることは將に明かる事實にして之を既往五六年間の經驗に徴するに其進歩改良の著しきものあるは苟も世の具眼者の夙に是認する所なり而して政府又孜々として之れか改良に銳意傾注する所あり之に伴ふ所の法律規則の改廢より監獄官吏の淘汰に至る迄精を盡し意を注き殆んど遺憾なきか如し、現に彼の嚮きに萬國監獄會議に向て委員を特派せられたるか如き其最も著しきものとして予輩之を認むるに資ならざる所なり、予輩を以て之を見れば元來監獄行政たるや他百般の行政事務と異なり、截然殊別せざるへからざるの性質を有するものにして監獄の主腦となり之を統督するの任ある典獄を始めとし書記看守長より尙其以下の僚屬に至る迄苟も職を監獄に奉する者に在つては少くとも行刑一般に關する監獄學上の智識なかるへからざること素より將に當然なりとす、宜なる哉政府曩きに府縣典獄特別任用令を發布せられ所謂衆智大才を監獄に蒐むるの方針を以てせり、去れは之か撰に當り現に監獄に長官たる典獄諸君は其實務に老練なるは勿論、監獄學上

の智識に於ても充分之を具備せられ一點の缺くる所なきは予輩從來の實見に照し諸君か改良の施爲に鑑み
聊か疑ひなき所にして予輩は平素斯道の爲め敬服の外あらざるなり、然れども彼の集治監の如き然かも重
罪の被刑者を拘禁行刑する高等監獄(地方監獄に對して云ふ)の典獄に在ては尙依然舊套を墨守し特別任用
令の範圍外とし云は、長袖的高等官たる典獄を要したるは予輩其何の故たるを解する能はざりし、最も其
地位の高きと俸給の厚きを要するは予輩其監獄の性質に照し姑らく之を首肯すと雖も均しく刑罰を執行し
之を主宰料理する職務的性質如何に至つては予輩は甲乙の間に聊か軽かるを知らざるなり否な軽なき
のみならず現制度の如き甲は全く費用の國庫支辨にして乙は尙依然地方税支辨たるの差異あるより勢ひ地
方議政者との間に交渉を要する等の爲め却て其信する所を質地に施爲する能はざるか如き事由あり其他尙
は地方監獄に在りては拘禁者の種類多く短期囚の出入頻繁なる等の結果却て集治監の單純なるに若かさる
ものありて存す、宜なる哉今回勅令第九十八號を以て集治監假留監官制を改正せられ同時に全第百一號及
第百二號を以て警視廳典獄及び集治監典獄の特別任用令を公布せられたり、該令に由れば警視廳典獄に在
りては從來の府縣典獄特別任用令を適用することとし集治監典獄は満三年以上廳府縣典獄若くは集治監分
監長の職を奉したる者より任用することを得ることとなれり是れ實に至當の事にして寧ろ前日の此特別令
の範圍外たりしを疑はすんはあるへからざるなり、故に予輩は今回本令の公布に依て以て將來府縣典獄就
中敷曉有爲の典獄諸君の爲め一大進路を洞開せられたるものとして又一面監獄範圍内に多識秀才を網羅す
るの苟に策の得たるものたることを祝せすんはあるへからざるなり、如斯して而して能く監獄將來の改善
を促進し行刑の本旨を貫徹するに庶幾らんか聊か集治監典獄任用令の發布に際し一言すること爾カリ

●看守の俸給に就て

看守は曩々に巡査と同様總て判任官待遇とせられ同時に其俸給を高められて八圓以上十圓以下とし尙其進
路を洞開して九年以上勤続するときは十二圓、十五圓の特別俸を給することを得ること、なれり予輩は其
當時之を以て看守諸君の爲め萬歳を祝したりき、然るに較近に至りては如何なる理由の存するにや目下現
に何れの府縣に於ても看守を募集するの廣告新聞紙上に散見するを以て之を見れば常に看守の定員に欠員
を告げつゝあるは事實掩ふへからざるの情況なるか如し、何か故に其俸給從前に比し厚く且つ其地位を高
められたるにも拘はらず事實上却て其職に從事するものゝ割合に僅少なるは予輩斯道の爲め轉・痛嘆に堪
へざる所なり最も一面土地の狀況及生計の程度如何に由るは勿論なりと云ふと雖も概して一般に看守に缺
員を告げつゝあるは要するに比較的報酬の充分其職務上の繁劇なる勞に酬ゆる丈け夫れ丈け豊かならざる
の致す所に依らざるはなし最も生計を營むことの割合に困難ならざる假令は東京横濱神戸大坂等の如き商
工業の繁盛なる都會及び都會近傍の地方に在りては就中多くの欠員を見るか如きは畢竟他に處世の途を需
むるの簡易なると生來看守に適當なる職務的類似の教育を受けたる者の多からざる結果に依るは勿論昨征
清軍の起りし以來壯年此種類の人にして召集せられ從軍したものある等の原因よりして春來看守に不足
を訴へたるものに相違なしと云ふと雖も既に軍旅舊に復するの今日なれば漸次前日の缺を補ふに至るへし

と雖も元來看守の職たるや身体強健にして能く此繁務に堪へ且忠實方正を要するは勿論、普通の教育あり且つ少くとも多少法律の思想を有するものにあらされば能く其職を完ふする能はざる性質のものなれば此強健、勤務、忠實、方正、等の諸條件を備ふる上に法律一般の思想あり看守に堪能の士を得んことは其俸給を豊かにし又其待遇を厚ふするにあらざるよりは豈に能く之を得んや現行の制度に依るも看守の俸給必ずしも豊かなならざるにあらず待遇又決して冷淡なるにあらずと雖も俸給の範圍は實に狹少にして八圓に始まり普通十圓に終るか如き能く老練有爲の看守其人をして數年間其位地に躊躇忍耐せしめんか如きこと實に難事にして又之を遇するの宜しさを得たるものと云ふへからざるなり斯く云はゞ或は云はん十二圓、十五圓特別俸の規定あり之を獎勵するの道開けたり云々と成程此特別俸の規定は一應前述有爲者の進路を開かれたるか如しと雖も現制に依れば九年以上勤續滿九年に達せざるか爲め十二圓、十五圓の特別俸を給する能はざるか如く恂に老練有爲の良看守をして益々奮つて其職に盡さしめんこと唯其報酬を厚ふするの外殆んど手段あらざるなり、又刻下社會生活の度合より云ふも十圓以内の俸給は彼れ看守をして能く内に顧みる所なく所謂一意專心勤勉忠實の美德を擧げしめんこと聊か難事たらざるなきか之を實際に鑑み從來に徴するに予輩は未だ之に首肯する能はざるなり、故に予輩は切に當局者に望むらく今一層看守の俸給を高ふし充分其職に盡さしめられんことを、去れば迎只慢に無制限に之を厚ふせよとは云はす最下俸給は姑く現時(八圓)の儘とするも上限を十圓とせず十二圓、十五圓の特別俸の範圍を濶けて勤務上の成績如何に依りては勤續年數に拘はらず十二圓、十五圓迄漸次昇給せしむることを得るの道を開かれんことを希望に堪へざるなり如斯して而して能く有爲老練の看守を得、人才登用の實に恵ふものと云ふへきなり當局者幸に一考せられて可なり

●監獄改良論

○第一總序

佐 川 環

監獄の改良は實に目今吾邦に於て猶豫すへからざる重要事件にして吾邦の体面を高峻にし列國人士の信用を鞏固にし今後吾邦が彌以て東方文明の名實を確爾にする蓋し是より先なるはあらざるなり誰れか敢て斯道に怠慢なるへけんや

監獄改良論の一ひ吾邦人士の間に興るや甲唱乙和互に意見を公にし之を雑誌に掲て斯道の人士に頗ち是を詞場に唱て俗間の普及を計り若しくは一大著作をなして之を後昆に傳へんとす是に於て監獄改良の必要は官民の是認する所となり獄舎の新築官制の頒布及官吏の選擇等多年吾邦文明の後に睦若として原動力の不活潑なりし監獄の規模斯に始て改作し昔や非人小屋に隣るの牢舎的粗造なる建物は豹變して層々雲に聳ゆるの樓閣と化し這般の壯嚴人望て奇觀となすに至る亦斬新なるにあらずや
教師を遠く獨逸に聘して司獄の上官を首府に召集し彼國監獄學の精要を傳習せしめたるか如きは實に監獄改良の點より觀察を下さは著き美舉にして根本的改良の準備事業なりと賛せざるを得ず是に於て監獄は稍

學者的事業となりたるを以て自然新原素の注入も亦防ぐへからざる勢となり庶務作業等斬新の風味を添へ來て監獄の品性資格は漸く將に高まらんとす就中最も著顯なる者と稱すへきは刑罰執行の境遇即社會的復讐の殺風景裏に醫師及教誨師の待遇を定め二者獨立の漸を啓き後又醫務教務の二所を設置して彌獨立の實を許したると即はれなり此一事は百載の後吾日本監獄史中一番の美事として賞賛し長く傳て後昆の紀念に留めしめんと欲す若し此潮流に乗して滯る所なく着々歩を進めたるには所謂根本的改良の實効著しからんと思ひの外不幸にして教師は病に艱れ尋て小河氏出て神奈川縣に典獄たり時人評して學者典獄となる實に氏に始るにて以て監獄の榮となす成程一面より觀れば然るものゝ如しと雖氏の局を出るは大に監獄改良の發達を杜絶せり若し氏にして依然局に在らば此事は若くあるへく彼事は然るへしと常に吾輩をして搔痒の感あらしむるものあり抑教師來て日本監獄改良の燈光始て點す故に教師逝て燈光忽ち滅せんとするの歎あるを免れず加るに小河氏の轉任之に次く是れか爲めに折角に成立せんとしたる改良進歩も主要なる部分は擧て停滞し停滞極て消滅に歸せんとす斯道に從事して望を監獄改良に屬するものゝ最も遺憾とする所なりさ然れども往事を追思して徒に煩ふの凡夫の痴情固より識者の事に非らず吾輩は其愚を學はず先づ目今施行せる制度の事況を以て過去に考ひ又未來に推し以て大に望を將來に懷き其目的に達するの方策を求索せんとす

近頃戰爭熱に煩ふ者滔々たるの際に於て吾輩傍若無人銳意監獄改良を唱ふるも蓋し寒天氷を賣るの嘲を受けんか然れども吾輩は反言せん彼善後策を説く者が善後策の最も至要にして眞實吾邦の体面を高むるに足るも抑何そや吾輩が主唱する監獄改良は善後策中最も至要吾邦の真價を高むるものなるに非すや戰へは則必ず勝ち攻れば則必ず取る是吾軍人の精銳なる所以にして又譽を列國に受る所以なるへけれとも若し夫れ他の方面に眼を點せば反象の以て吾輩の体面を汚辱する者はなきや犯罪は社會的惡性毒種にして國家の大患たるにあらずや故に歐米文明列國が犯罪防止の道を研究して措かす即監獄改良は犯罪防止策として一番に講究すべき重大事項なるにあらずや吾邦か然かく譽を東方に得るも未だ侮を西方に辭すると能はざる所以の者此にありて年々歲々絶待的と相待的との二種方面に於て犯罪的病種を増殖し遺傳性と特發性と傳染性との三種は互に原因となり互に結果となりて展轉増上底止する所を知らず如何に吾邦か列國に對して侮を受ける者そと間に吾邦の人口四千百〇八万九千九百四十人にして犯罪數は七万五千六百九十人之を人口に對すれば大約五百四十三分の一にして人口百に付き〇一八四となる是れ吾輩は實に言ふに忍ひざるものあり然れども吾輩は耻を忍んで敢之れを言はん一千八百九十二年即吾明治二十五年の佛國は其在監人は二万五千人即ち人口百に對して〇〇六五となる和蘭國は如何白耳義は何如と言ふに皆小數にして之を吾邦に比し來れは吾邦は彼國より三倍又は四倍の多を占むるに至る是れ吾輩か言ふに忍ひざる所以にして又吾邦か侮を西方に辭する能はざる所以なりとす

論 説

八

之を杜絶するの理由なきは勿論苟も（コンモンセンス）を眞する者誰れか監獄改良を以て不急の事となすへけんや邦の名譽を重し國の價値を増殖せんと欲するは國民の同情同感にして事實既に然りとせば戰後一番の善後策として監獄改良に着手せざるへからず戰勝て國光を海表に輝かす是れ固より喜ふへしと雖も苟も國を立る者戰争を以て未だ足れりとす可らず戰争は中古の遺風にして反射的作用に屬するか故に文明國の長く賴むべき者に非す社交發達し人心高尚に赴くや反射的作用は化して思想的作用となり物質的文明は融して心性的文明となる今時たる物質的文明は極點に昇り將さに心性界に移らんとするものゝ如し故に今後文明國の貴紳相伴て吾邦に來り吾邦社會の内相を目撃し内相の醜辱を摘發して合理的の非難となれば吾邦の法權は是れか爲めに行はるゝを得ず凡そ邦國の價値は格段に求むへからずして宜く普通より求むへし戰爭は則格段にして平時の事にあらず而して法權制度は總して普通なるか故に平時の事なり吾輩は單に格段なる戰争に勝を得ればとて未だ意氣揚々たること能はず還て法權を實行し制度を完備し以て普通の價値を得んと欲するか故に善後策として監獄を改良し列國の人士をして吾邦の行刑に甘諾せしめ因て以て吾邦が合理的に名譽を進め合理的に國威を増殖せんと欲す誰れか監獄改良を以て不急の事となす者そ

(未 完)

歐米監獄要錄

(前號の別紙)

● 小河氏より小野田警保局長宛書面の付屬
佛國內務省監獄局及高等監獄會議の組織

佛國內務省は局を分つもの五、曰く縣治局曰く衛生局曰く監獄局曰く會計局曰く警保局是れなり全國監獄に關する中央事務は監獄局に於て之を統理す局は別つて之を五課となす監獄官吏の進退會計及豫算支出の監督統計、アルセリ一殖民地の監獄に關する事務、收監事務及往復其他の庶務は第一課の主管とし短期刑の執行事務、拘置監及懲治場の事務、及假留監に關する事務は第二課の主管とし重罪監及瘋狂院に關する事務は第三課の主管とし特教假出獄及其他の出獄に關する事項並に不良幼年者の教育に關する事務は第四課の主管とし巡閱、押送、及相貌調査に關する事務は第五課に於て之を主管す

監獄局の外別に監獄高等評議會なるものあつて内務省中に之を開く權限上、該會と監獄局との關係は恰も我か中央衛生會の衛生局に於けるか如きか委員は選舉に出づるものと職務上に由るものとの二種類あり内務大臣は職務上該會の議長となり檢事總長セーンヌ縣知事、警視總監、憲兵司令長、縣治局長、及警保局長は職務上、委員の一員たるものとす議長を除くの外總へて三十一人の議員あり内九人は元老院議員、衆議院議員同しくまた九人あり參議院議官二人大審院評定官一人技師二人醫師一人皆な官選に係る副議長は互選とし現任副議長は元老院議員テラフュー、ルーセル之に當る監獄新改築、豫算會計、立法等に關する主要の事務は總へて評議會に於て之を審議す會議の書記は監獄局長及特任の書記二名にて之を勤む

拜啓各位益々御清康奉賀候次に小生事不相變瓦全罷在候間乍憚御省慮可被下此頃は少々は案内も相分り候様相成り坊つちやんの獨りあるき、覺束なくも先づ今日までの處迷子となつて巡査の仄介にも相成り不申時々監獄局にも參り尙ほ二三の名士にも面會仕りばつゝ斯道の研究に着手致し始め申候會議開會の期をば六月三十日と相定め候儀は全く當國始め歐洲各國に於ける大學教授連中の列席の便を謀り候義にて御承知の通り六月は學期の終はりにて月の下旬までには何處の大學生も休學と相成り可申に付き暑中休暇を兼ね旁々學者社會の列席するもの必らず多數に可有之との見込の由に御坐候各國參列の委員は略ば第四回の會議に於けるときと同一の人且つ同一の數に有之候由にて獨逸よりは慥かにクロ一子翁も相見へ可申とのことに候、クロ一子翁は着後始めて昨日書面差出し置き候間多分兩三日中には返書可有之と存候爰に一寸想ひ出し候ことは餘の義にも無之候得へども我國に於ける監獄會議など開會の時期は可成暑中休暇即ち七月の交を撰ひ候様致度夏分は在監人の減少に伴ひ事務も比較的幾分か閑となるの例に候へは自他の便不少と被存候

當地方には謀殺の犯罪、割合に多數なり着以來毎日の新聞紙上、殆んど一日として人殺し沙汰の掲載しらるる日とては無之而かも其の方法の慘酷なる實に肌に粟生の想ひ有之申候此中も珍らしき懸の遺恨の人殺し有之利刀一番、見ん事、胸を貫いて殺害の後尙ほ是れにて飽き足らすやありけん斧を以て腦天をば粉な微塵に打ち碎き居り候由被害者は馴者稼業のものにて加害者は二十八とか申す男盛りの若者に有之男と男の懸の遺恨とは一應御不審も可有之小生も始めは誠に不思議の感致し申候コ、少しく筆に上はせ難き處有之昔しの薩摩流に四五倍のえをかけたるか即ち當地の風俗と御推了可被成ソレハ驚いたものにて男娼と申すもの盛んに一種の職業的社會をなし居り候程に有之殊に此の男娼なるもの風儀誠に悪しく（善い筈はなけれど）謂はゞ犯罪の巢窟にて目星しき犯罪は多く此の社會の手になり候由に御座候且驚くべきは男娼と申せは尙れ二八餘まりの兒姿露滴るゝ美少年ならぬと想像せられ候處なかゝ以て左様計りには參り不申三十前後の髭男、是て矢つぱり男娼を稼ぎ居るもの多しとのことに候話頭歸前それで如何ふしたこどか懸の遺恨かと尋ねるに彼の馴者先生大の浮氣ものと相見へいつしか或る婦人に懸想し之れと一夜の懸懃を通したるか抑の起りと申すことに御座候毛唐の懸とはまた一種格段のものと御一笑可被成候又此頃のこどもか或る所に於て荷物の内より死骸を發見致し候由にて是れは下死人未た相分り不申尙れ殺害の後死骸を荷造りして之を普通の貨物の如くに見せかけ通運會社へ運送を相托し候ものに可有之とのことに候尤も謀殺の犯罪にして物取を目的とするは割合に少數なる模様に有之單に殺戮専門とはけんのんのことには候、申す迄も無之當地方の人は一般に正金て囊にしたり家の戸棚に入れ置くなどのことは頗る無之物取りの致し方か無之ものと相見へ候此程發行の當地官報に佛國司法大臣の最近五年間の精密なる刑事報告相見へ居り申候是は翻譯の上內務省へ報告可致に付き或は御入手可相成機會も可有之候得とも大要、重罪殊に財產に對する重罪は逐年減少を來たすの好結果を現し候由に有之財產に對する重罪と申せは多くは再犯加重の場合に適用せらるゝきものに候間此の現象は全く治獄其の宜しきを得たるの手柄なるへしとのことに候之れに反し身體に對する重罪は比年幾分か増加の傾きを現はし候由にて是れは少しく考へものに御座候

何となれば文明の進むに従ひ身体犯は漸次減少するか常則なりと云ふ而かも重惡の身体犯か多少増加するの傾向ありとは何か特別の原因なくては叶はぬこと存候鄙見にては文明の精神上に及ぼすの影響より文明の進むに従ひ人の精神を短氣的に狂はすの結果に有間敷くやと墨考仕候是れ丈けにては或はれ分り兼ね可申候得へども尙ほ研究の上追て細陳可申上候又彼の報告に由るに女子の犯罪も追い々々減少の割合を示し居り申候女子の犯罪中に(男子或は幼年者)に對する強姦猥褻の犯罪なるもの多數相見へ候こと一寸不思議に感し申候是れも東西人情相異なる結果にて全く婦人か幅を利かず風俗の將來する所と被存候毛唐の婦人社會の風儀の壞亂せることは實に想像の外に有之と申すことに御坐候當地に來りて一番癪に障ることは婦人社會の跋扈しつゝあることに有之立派の紳士などにても集合馬車の内にては夜鷹同前の醜業婦に對しても一步は愚か數十歩も譲らねばならぬ次第誠に溜つたものに無之候前顯人殺し沙汰の餘りに頻繁なることを不審に堪へず昨日も或る當務者を訪問の節話題を此に移し候處當務者の申すにはそれは例年此時季に多く見るの現象にて全く時候の人の精神に及ぼすの影響なるへしとのことに候成程此地方は當節恰かも時候の變はり目ときにて東京で申せば花の三月、浮氣心のボカツク頃の陽氣に有之申候文明と精神の關係云云のことと前文一寸申上置き候處小生の當地に參り最も親しく適切に相感し候は成程、是れては精神病者も文明國に多く出来る筈たと思ひ當り候ことに御坐候先づ第一か家屋の構造に有之大厦高樓に住むなどと申せば我國にては如何にも贊澤の生活かの如くに候へども當地方にては全く之れに反し多數の人間はれいへ天上に墮落ではない祭り上げらるゝの次第にて石造の大廈、大きさも大きさは、一軒の内、竈數の二三百あるは珍らしからず一軒の内に豆腐屋もあれば酒屋もある仕立屋もあれば洗濯屋もあり、肴屋八百屋、醫者も住めば坊主も居る一軒恰かも一町内の如く殆んど一として間に合はざるものなしと云ふ程の次第にて大廈と申せば是れ程の大廈は有之ましく、高樓と申すも其の如く高いも高いは、三層四層は何のものかは七層もあれば八層もあり十層の高樓、また珍らしからず、凌雲閣高しといへども「トローカーデル」の高塔(千五百メートル)に比しては其基礎層にも及ばずとマア一寸例して申す如きほどのことにて多くの人は高樓に住み部屋狭くして且つ暗らく空氣と云へば一町内の空氣を一軒内に詰め込みたる腐敗も甚しき腐敗の空氣、之を呼吸して閑室に住む夏熱くして冬寒むし熱いも寒むいも極端にして其不愉快さ加減は言ふへからず此不愉快は火酒にあらされは則ち之を遣るへからず飲めば則ち亂に及ばれは之を止めず、火酒を飲むこと西洋にあつては贊澤と言はんより寧ろ必要物と云ふべく三才の兒童も之を用ひ親は則ち勧めても且つ之を飲ましむ麥酒葡萄酒の如きは我國に於ける茶ほどにも思はず小生如き半盃の葡萄酒にすら尙ほ顔を猩々たらしむるか如き是れをこそ眞に赤面の至りに堪へざるの想ひあらしむ、多く酒を用ふること此事一事にてもすてに多く精神病者を作爲するの十分なる原因となすに足るに況して前顯申すか如き家屋生活の状態にてさらぬだに自然に人をして狂ならしめんとす文明の進むに従ふて益々多く狂人を産出すること實に自然の勢と云ふべきなり小生如き幸にして五階六階以上の高樓に起臥するの厄を免かれ居るものと雖も家居數時間に涉るときは則ち忽ちあたまの調子を狂はしむるの感を起し時の許るす限りは務めて屋外を散策するの最必要を覺へしむ營々として勞働に食む多數の人、内に幾多、世渡りの辛楚苦悶あり外にあら

ゆる健康を毀傷するに足るの圍繞物あり如何んしてか能く身心の調瑟を羨されざることを得んや對身犯の增加を來たす實に自然の結果なるへしと被存候。當地内務省監獄局長と申すは年齢、凡そ四十六七、千八百六十一年の頃大學法律學課を卒業候由にて現地位には昨年の末、何れかの地方知事より轉任候とのとに有之萬國會議の委員長は當局長か即ち心得居られ申候監獄局は課を分つこと五課にして各課、課長あり課長は大頭領の親任に依るものに候得は勤任官相當と申しても不可無之候得とも日本にて申ふさは先づ奏任官扱ひ位の處と被存候何れも多年勤勞の人と相見へ第二課長、第四課長及び第五課長は勤五等、第三課長は勤四等を有し居り申候第一課長は局長の秘書官をも兼ね現在の人は三十前後の年格好に見受け申候當國にては各省次官なるもの無之大臣の次は直く局長にて大臣は御承知の如く頻繁交迭あること故、局に於けるすべての實權は局長盡く之を握り居るの次第にて從つて其位置の高くして權力の強きはなか／＼以て日本に於ける各省局長などの比には無之候善きこともあればまた惡しきことも可有之候へども苟も局長其人を得は斯くの如くにして始めて獄事の改善は思ふ存分に成就可仕候局員の數は割合に少數に候へとも（一般に皆然り）局の規模は誠に堂々たるものに有之廣やかなる局長室の外附屬會議場、應接間、書籍室等何れも壯麗なるものに候宮殿を見て王の尊きを知ると申すか如く此の隆々たる規模の大あるを見て少くも田舎者の毒氣を抜くに足り可申と浦山しく感じ申候監獄局の外、尙ほ高等監獄會議なるものゝ設け有之申候獄制の改良に關する主要の出來事はすへて此會議に付するの規定にして議長は内務大臣之れに當り副議長は會員より之を選舉す現今副議長は元老院議員（元老院は日本に於ける貴族院に同しテフューレウセル氏之を務め居り申候議員の一部は特選に係るもの即ち院議員及衆議院議員各々九名、參議院議官二人、技師二人醫師一人等にて一部は職務上よりするもの即ち檢事總長、セーン縣知事（巴黎府知事）警視總監、内務省縣治局長及び憲兵司令部長等にて總べて三十一名とのことに候監獄局長は會議に於ける書記官長となるの例に御座候書記官は二名にて何れも特選に係るものに候。囚徒殖民論は將來我國に於て戰爭及臺灣諸島占領の結果として必生の問題と被存候間此點に就ては十分審査を凝らし可申の積りに有之幸ひ此度の會議に於る第一部の問題として提出にも相成り居り候に付き旁々以て研究には好材料を得られ可申と歎び申候本題に關し内務大臣の諮詢に對する法曹社會の通論としては一般に囚徒殖民を是認するものゝ如くに有之申候佛國の學者か之を是認するは御承知の通り今更ら珍らんからぬことに候へども此際一顧を煩はすの勞は憊かに有之可申候會議の結果如何相成可申哉コゝ一番小生も一肌相ぬき可申と待ち構へ居り申候。昨日在米國國氏より書面有之同氏も合都によりては會議列席の爲め當地へ参らるゝやに申越され候鶴首相待ち居り申候先づ今便は是れにて擗筆仕候 約々敬具

五月廿四日

學會記者足下

在巴黎 岳洋生

海外通信

海外通信

十六

●紐育監獄協会五十年期祝會

在米 薦峰樵夫

其一 州立「エルマイラ」感化監獄
タブリュー、エム、ラウンド
ハシリ、コップ

其三 河畔の休息 牧師

サムエル、シヤクソン
エドワード、モルソル

六監獄協会と監獄支署

セームス、マツキーン
ダブリウ、ラウンド

八監獄協会と外國の關係 日本

留岡幸助

余は前回に於て讀者諸君に當監獄協会五十年期大祝會のあることを報しをきしが愈々去る二月二十八日は其富日にして前日より當米國有名の典獄、刑法學者、監獄學者、慈善家は四方より集り左の問題につき或は議し或は演し頗る有益の集會なりき、

二月二十八日午前三十分開會

(一)監獄協會の起源

チャーレス、ビー、デリー君并にセフ
アス、ブレナード君其他數名

(二)監獄協會と他協會の關係

ジョン、ゼー、ライトル(監獄協會事務長)
フレンシス、ウエーランド(ト州監獄協會事務長)

(三)政府と監獄協會の關係

ジヨン、ゼー、キンボール(ニウヨーク監獄協會事務長)

(四)電氣刑

シング、シング監獄 ドクトル、ラル
ピング、医

午後八時開會監獄大演說會

第一「ロマ」教派感化院より樂隊三十人列席美事なる奏樂ありたり

第二 専門の音樂師は「バイブル」「オルガン」を奏樂せり

第三 辨士は「ロマ」教派大監督 コリガン、牧師
バン、ダイク、ボルジニア州監獄協會の創立者 ロ
ボルト、スタイルス、及其他數氏の演說ありたり

晝間二回の集會は「フォースアベニュ」「二十二丁目貧

民救濟會の講堂にて、夜間の演說會は「チエックニ

ング」大講堂にてありたり、今回の大會は頗る斯道の爲に有益なる集會にてありき、只殘念なりしは米

洲監獄大會議の議長ゼラル、プリンコルホーフ氏は病氣ニノ出席せず、「エル・イラ」感化獄のズイアル、ブロックウエー氏は同感化獄の教授モンク氏心臓病急發にて死せしが爲出席せざりしことにてありき、諸氏の演說并に朗讀せし文章は後日譯載して諸君の清覽を汚すことある可し、然れども今同

此他尙讀者諸君に報ず可きことあり
(一)サチウセット州條件付裁判 ハンナ、トッド女史(ボストン府)
(二)懲罰主義に反対しての感化的監獄 「エルマイト」監獄典獄シヨセフ、エフ、スコット
(三)女囚につき マサチウセット女囚獄シヨンソン夫

開は他にあらずシング、シング州獄視察是れなり余は去る二十六日即ち監獄協會五十年期の前々日シング、シング監獄を視察せり、同監獄大佐セーシ君は寡言温良の君子にして余は視察の前に當り一書をして典獄セーシ君に豫しめ視察の由を通報せし處豈圖らんやセーシ君は丁寧なる返翰あり其畧に曰く『貴下弊監獄視察につきての御通報に與り余は心より貴下の御來監を歎美しめ視察の由を通報せし處豈圖不具』余は旅人として啻ならざる悦を以て同監に赴きたり、余が當府中央停車場を發車せしは二十六日午後一時十分にてありき、滻車は終始ホドソン河畔を沿ふて溯り凡そ三十二哩にしてシング、シング町ニ達せり、監獄は同市を距る二丁餘の河畔にあり、音に名高き監獄なれども建築は頗る不規則にして監房の如きも石造一棟内に千二百の分房あり、各房は今日の衛生規則には頗る不適當のものにして其改築を要するや論を俟たず今回監獄協會五十年期祝會の議場にて同監獄の位置を他に移すことに決議したるを以て見るも其一般を知るに足るし、然れども今同

監獄敷地内に教誨堂、食堂、病監の三つを一棟中に新築しつゝあり、其費用を聞に二十五万弗なりと云。

該監獄には夫の有名なる電氣刑器ありて、其器械は極簡單なるものにして先づ死刑を宣告されたる當人は其時間來るや刑場に引き出さし一個の椅子にかかり、其椅子に手足を縛りつけ電氣は頭上に戴く帽子とゆかじたより電線足の一部に通じ、頭上足下より電氣通し、今や死刑を執行せんとするや合圖の「ベル」と共に一丁餘隔りたる電氣本局より電氣は刑場に通するなり、然而刑人は一秒間を経ざる内に何の苦痛もなくして死に就りと云、眞に仁慈、輕便の死刑器と云ふ可し。

最初該刑の執行を受けしは實に恥辱哉日本人にして器械の整頓せざりしか爲その結果よからずと雖今や數年の経験により頗る良結果なりと云ふ、典獄及醫師の報告によれば、其死するや、一秒時間足らずにして苦痛なく刑を執行し得ると云、余が卑見によるも斯る簡便の刑器は早晚世界に行はるゝに至る可し、余は該死刑を執行する官吏より種々の説明と懇切なる案内によりて精しく電氣刑につき聞くことを得たり、其時幾莫の金額にて該器を(悉皆)求むる

して全体分房の如きは財政上行はるべき事物にあらず故に實施上其最も容易なるものを採りたるなり諸者乞ふ之を諒せよ。

第一 監獄の位置は何れの場合に於ても左の諸項に適合する者なるを要す
 (一)高燥の地 (二)空氣流通の充分なる地 (三)市街に接近せざる地 (四)運輸便なる地 (五)飲料水の善良好且充分なる地 (六)汚濁の沼池に接近せざる地 (七)民家に接近せざる地 (八)地盤強硬なる地 (九)水難の憂なき地 (十)神社佛閣公園等の如き公衆の集会する場所に接近せざる地 (十一)近隣に障害物あらざる地(森林等)

第二 監獄の敷地は必要を定度とし廣大に敷く可らず拘禁人員の多寡に依り多少其度を異にする雖も一人平坪十二坪以上十五坪を降る可らず

第三 囚人監所屬の建物は凡ての如し

一事務所	二中央看守所	三訊問室	四書信室
五接見室	六人民扣所	七教誨堂	八就學場
運動場	十倉庫	十一工場	十二炊場
場	十四洗濯場	十五監房	十六病監
十八蒸氣室	十九綾架場	二十一年室	廿二

ことを得るかと問ひしに官吏答て曰く『凡そ五千弗』なりと云へり

余は二日間典獄の内にて啻ならざる待遇を受け二十七日夜當ニウヨーク府に歸りたり、此外尙教誨作業戒護につき記す可きこと多しと雖今や時辰器は夜半十二時を報しつゝあれば後日を期して讀者 諸君に見ゆることある可し

明治二十八年三月二日夜半

於米國紐育府之客舍記

雜錄

監獄建築標準私按

山陰隱士

監獄建築標準制定の必要なるとは監獄協會雜誌第八十四號に於て促されたり余輩の此事あらんとを希望するや久し今試に現時の財政程度を慮り建築標準は私案を草し先覺諸氏の叱正を煩さんとす素より余は熱心なる分房賛成者にして本案を以て完全なりと思惟するものにあらず然れども事物自から順序あり一躍

第四 囚人監拘置監女監幼年監懲治場は各嚴重に墙壁を設け離隔すへし

第五 拘置監は分房を正則とするも全分部と云ふ能はざる時は三分一の二以上分房とし囚人監は少なく其三分の一以上の分房を有するを要す

第六 囚人監建物の配置及構造は左の標準に準據すべきものとす

一事務所は監獄の首部に設け總ての建物と交通最便利なるを要す

二監房の形狀は尖面形十字形若くは丁字形の内を擇ひ必ず東南に面せしむへし

三中央看守所は各監房翼の中點則中央部に設くへし

四訊問所は事務所中適當の場所を擇み之を設く

五書信室は事務所若くは中央看守所の傍に設け一室一人に充用せしむ

六接見室は事務所に接近したる場所に設け外來者をして監獄構内を見能はさらしむへし接見室も

一室一人に限るものとす人民扣所は事務所の一

隅に設くるを可とす教誨堂は中央看守所の一部を充用すへし若し中央看守所に於て之を供用する餘地あらきる時は監房工場等より尤便利の交通を有する地に建設すへし

九就學場は教誨堂を兼用することを得

十運動場は各監房翼の中間の空地に設ぐへし

十一領置庫は事務所接近の場所にして火災の憂最少なき所たらぶる可からず工業素品製品其他經理上の物品を納むる倉庫は各其工場より便利の場所に設けざるへからず

十二工場は監房と交通尤便利なる所たるを要す

十三炊場浴場及洗濯場は可成一ヶ所に設け薪炭の節減を計らんか爲め可成一ヶ所の焚所を以て彼是兼用すへし

十四煉瓦造難居監房は一房五人を以て極度と少くとも一人一疊とす天井の高さは少なくとも一丈二尺以上にして完全なる通氣法の設備あるを

十五煉瓦造分房監は一房一坪以上一坪半以下とす天井の高さは少なくとも一丈二尺以上とし空氣流通及光線の透入をして十分あらしむるを要す

廿八監房間の隔離壁には特に注意し隣房と通聲する能はさらしむる方法を設くへし

廿九木造難居房は前面若くは後面の格子より隣房と物品の受授等を爲す能はさるよう設くへし

三十監房の天井は總て格子造となすへし

三十一病監は別に一區割と三分の一を分房となすを要す是れ病症より區割を得せしめんか爲なり總て病監は平屋建とすへし

三十二病監には地方に依り暖爐を設置することを得但火災の憂なき方法を擇はざるへからず病監構内には左の諸室を設くるを要す

看守所診察所湯呑所浴場洗濯場消毒場分娩室解剖室屍室

三十三總て病監の天井監房床等は洗滌に便なる構造なるを要す

三十四懲治場は別に一區割と普通人民の住家と略同一なる構造方を可とす

三十五蒸浴室は事務所の近傍に廊下を以て建築すへし

三十六絞架場は監獄構内の一隅に設け高塀を以て圍繞し外觀を防ぐへし

木造分房監に於ても亦同し
十六煉瓦場監房の扉は厚板を以て之を造る視察孔及食物差入等の口を付す可らず

十七木造監房の扉も亦同し

十八總て監房は光線及空氣を容るゝに充分なる構造なるを要す監房の窓は其目的を達するに充分なるを以て程度とし濶大に過く可からず

十九扉の高さは五尺幅三尺とす

二十扉は監房の内方に開くの構造あるを便とす甘一鎖鑰は堅牢且單簡にして全監通用し得るもの

廿二監房の床は厚板を用ひ毫も間隙等を有せざる

廿三監房入口左方には便器を置く位置を設け常に置き便器を使用するを可とす

廿四煉瓦造監房内の壁はセメント若くは「ベンキ」を塗抹し洗滌に便ならしむへし

廿五監房翼の廊下は少なくとも二間以上とす

廿六木造監房の床及周圍は總て「コンクリット」若くは普通の漆喰を以て造り床下は空氣の流通をして自在ならしめ根太土臺等の腐蝕を防ぐへし

卅七屍場は絞架場の傍に建設すへし

三十八屏禁室は監獄構内成るへく靜肅なる場所に設け其構造は分房監に同し

三十九閻室は他の監房と隔離せる所に設け其構造は方五尺以下とし四面を密閉し前面に入口を付し室内空氣の流通を充分にし光線の透入すとる

四〇密室は監獄構内離隔せる所に設け其構造は分房監に同し

四十一獨慎室は分房監と略同一の構造方を以てすへし但稍寛になす事を得

四十二新入者檢身室は事務の一隅に設け四人檢身室は工場近傍に設くる者とす

第七 屏禁室閻室獨慎室密室は一ヶ所に設くるを可とす

第八 監獄の墙壁は煉瓦を以て設くるを要す但高さは一丈五尺を降るとを得ず

第九 監獄の點燈瓦斯電氣石油の内最も費用の要せざる者を擇ひへし

第十 官舍は典獄各課長看守長及看守を容るゝに足るの構造を設くるを要す

第十一 官舎は總て墙壁の外部に建設すへし

第十二 監房の建築其木造なると小石造なるとを問はす可成家層少きを要す二階建を設くるは大都會近傍にして土地非常に高價なる時に限る
建築方法の詳細に至ては建築技術に屬するに依り茲には單に其要件のみを記す

●一喜一憂

何を喜ぶか曰く北海道に在る集治監を内務省の直轄にせられたるを喜ぶ是まで該集治監は北海道廳長官に於て管理し來しか今回集治監假留監の官制及び監獄則第三條を改正して集治監假留監は皆内務省の直轄とせられたり其内務省の直轄たると否とは問ふべき必要なきもの如しと雖も決して然らず看よ北海道廳は他の府縣と異なり其管轄廣大にして從て長官の權限も亦大なるにも拘す殊に中央政府を距ると遠く而も監督に不便なるも之を顧みずして斷然北海道廳長官の管理に属せし集治監を内務省の直轄に改められたるは銳断の處置なりと謂はざるを得ず予は此銳断を喜ぶ其喜ふ所以のものは集治監を北海道廳長官の管理に

若くは數年間の久しき囹圄の天地に紀律の下に強制せられつゝありし者に對し其放免時に當り必要外の金員を直接下付するが如きは實に危險と云はざるへからず彼等は元來不紀律なる社會の生活に慣れ放縫遊逸に自適し來りし者にして一朝入監の身とならんか前日の境遇に正反対なる然かも秩序整然たる紀律の範圍に生息するに至り一舉一動苟もす可さる者か突然刑餘の身を以て満期放免の良辰に遭遇し加ふるに多額の金員の下付を受け監門前に放免せられんか百年の奇貨措くへしと爲し自縊一番忽ち放慢の怠心を惹起し青樓一夜の夢を買ふにあらされ牛飲馬食し折角監獄内に於て恩惠賜與されたる金錢を浪費し果ては其結果歸郷の旅費尠之を餘さず終に其身を處するの策盡き亦再犯罪に餘義なくせらるゝに至るダ如きは往々免かれざるへからざるの數にして要するに堅心の堅固ならざるより招來する素因に相違なしと云ふと雖も差當り必要を訴へざる多くの金員を直接放免者に下付せしこと即ち再犯の導火となるべきことは將に掩ふさからへるの事實にして恰も虎を野々放つか如く其嗜博を恣にせざらんこと殆んど稀なり、事實果して然りとせば恩惠上の給與工錢にして

屬せしむるも實益なきを以て多少監督上に不便あるも之を内務省の直轄と爲し同時に集治監の權限を擴張せられたれはなり尙ほ府縣監獄費愈々國庫支辨に復せらるゝの日に於ては地方監獄も亦内務省の直轄となるの期あるへし次に何を憂ふるか曰く典獄に欠員ある場合に於て書記看守長より出てすして警部等より上任せしを憂ふるなり今回發布せられたる集治監典獄特別任用令には滿三年以上府縣典獄若くは集治監分監長の職を奉し現に其職に在る若に限り試験を要せず集治監典獄に任用することを得定められたり予は府縣典獄特別任用令に簡様の規定なきを憂ふ

●放免時の金員下付に就て

却て其効を奏する能はざるのみならず犯罪の伏線となり了するか如きもありては洵に許すへからざる事にして而して之を豫防し及ひ之れか善後策は他なし放免時に當り必要外(歸郷旅費の外)の金員は少くとも之を監署より本人歸着地の町村役場に郵送し其費用を監督し及び充分保護の方法を講せられんことを行刑官たる典獄より委嘱されんこと再犯防遏の手段として寧ろ行刑の目的を貫徹せしむるの方便として策の得たるものなることを信す、當局者以て如何となす

●刑事被告人に對し果して

嘗て我監獄則には刑事被告人に對する處罰の規定ありしか明治二十二年七月監獄則改正の際之を削除せられたるを以て現行の規則に於ては仮令教令に背き獄則に違背するも刑事被告人に係るときは之を處罰する所能はず其從前加へ來りし處罰を廢せられたるは抑も如何なる理由に基くか子輩は之を知らずと雖も蓋し嚴酷に過ぐるの傾きあるを以て之を矯正し嚴然被告人と囚

人の別を立て其待遇を異にせんと欲したるに外ならざるへし

然りと雖も被告人に對する處罰を廢せられたる以來被告人の人氣は頓に一變し仮令在監中なるも刑事被告人は無罪純白であると云ひ或は制裁なきを奇貨とし往々獄則を犯す者あり加之近年に至ては所謂壯士なる者ありて議員選挙等の際に是或は脅迫を爲し或は暴行を働き其れか爲め拘留せらるゝ者少からず是等の輩は多くは行狀惡しく甚たしきに至ては放歌高談を爲し看守に於て之を制すれば却て議論を仕掛け悪口を言ふ者なしとせず——然れども之を處罰するの途なきを以て某監獄署に於ては其取締に困難せられたりと云ふ尤も是は極端の例にて他には監獄の紀律を亂す等のことなく静肅に治めらるゝ所なきにしもあらずと雖も監獄の紀律を保つ上に於ては被告人に對しても亦處罰を行ふの必要ありと云ふは殆ど輿論なりとす

平素官海の事を報するに敏捷なる東京日々新聞に於ても既に其筋に於て被告人に對する處罰を取調中の由掲載せり然らば其發表を見るに遠からざるへしと思考するを以て茲に卑見を一言せんと欲す

○差入營業を特許するの利害如何
在監人に對する差入は本人自ら監獄署に出頭して願ふべきものなれども事故ありて自ら出頭し難きときは代人を以て出頭するも敢て差支なし
然りと雖も從來各地方の監獄には何れも其近邊に所謂差入屋あるものあるを以て差入の願は殆ど皆差入能はすとせば或は人民の營業権を妨くるとの非難を免かれざるへし

去れば各一利一害ありて是非の判断に苦しむもの如しと雖も監獄の取締上より論するときは第二の差入屋を以て可なりと謂はざるへからず然れども監獄署限りにて特許を與ふるは穩當ならずと思料す因て其筋に於ては速に規則を設け恰も裁判所に於ける代書人の如く人物を選擇して差入屋營業を特許し若し不都合あるときは獄典をして或は營業を停止し或は許可を取消し十分取締の途を立てられんとを希望す

● 德川幕府裁判所の構成及權限

裁判廷の模様（承前）

以上毎回の手續は終結を告げたり以下裁判廷の概況を擧げんに

其一、當日の服制は將軍始め諸役人、其席へ伺候する者は定紋付、時服に、縫上下、小刀を帶し、御同朋頭と、御醫師は剃髪にて御同朋頭は、紋付時服に縫上下御醫は十德を着するなり

其二、當日裁判席に用る江戸城大廣間は本城第一

の廣座敷にて、南向にて上段、中段、下段の三間を設け、下段より東へ折れて二の間、三の間あり。襖を以て、一間毎に建切り前面は腰高障子落様は雨除障子、建て（公用の節取拂）玄關際より上段西側まで折廻し大廊下、拭板檜ふなし厚板を以て張詰め落様切目張り、上段の前落様に構段を附し、其前向ふに能舞臺あり、橋掛り鏡の間、境より見通しは猿頭と唱ふる白木高塀を以て圍る、内廷は白洲なり、同所は幕府公用第一の式場にして諸列侯へ威權を示す爲めに創造の初より心を用ひ良工の意匠に成立、其構造廣大、壯觀實に目を驚すなり。然れども唯た奢侈虛飾にのみ流れず、自然と武威を輝す質素古風の趣きありて、名工の意匠巧みなる感賞すべき價値ある建築にてありしなり。

其三、上段の内部を略記すれば、惣金張附にて右の方に附け書院と唱ふる窓あり、左に御納戸構（御側向の役々）御張臺と唱る出入口あり、襖總体黒塗かまち金張附上段、かまちは黒塗り鳴居より柱は、つかの四方柱、らんまは花鳥の高彫あり、二重なげし、合天井黒塗りふちにて、金張り附け襖體張附の所は松と雲形の畫あり、二重なげし釘隠し金紋出羽守、御預りの者を家來に召連れさせ、呼出人は鶯籠にのせ、大手前腰掛外に、各隊伍を分ち警護の人数嚴重に之をまもり、元千代外二人は乗馬の儘にて行列正しく相待居たり町奉行、御目付歩行にて支配向役々を引具し之に臨むこれを見て三人下馬し一と通り挨拶ありて、御預人是より町奉行與力同心護送して御城内、引入る旨口達し、與力同心これを受取り、御預り大名並に奉行目付とも直に登城す。呼出人は御玄關前百人組番所に差置、與力同心附添護衛す。

此時呼出人永見大藏、萩田主馬、小栗美作三人とも麻上下紋附時服にて兩刀を脱し、素足わら草履にて出るなり町奉行、與力、御徒目付は纏上下、御小目付同心の徒は羽織袴なり。

其六、程なく御預り大名并町奉行、御目付玄關式臺に出て來り御徒目付を以て町奉行與力へ達し呼出人を御玄關式臺まで召連らせ夫より御徒目付附添落様通りより御書院番所前に差置、御徒目付護衛す。

其七、將軍家へは四ツ時を打つと御席用意よろしき旨老中より御側御用取次を以て申上即刻御表へ

付、中段左右は大襖にて金張附前と同じ下段同じく正面に御簾をねろす、三間とも高麗へりの疊なり。其四、下段より東へ折れて大廣間二之間、三之間と唱る廣座敷あり、内部正面及び間仕切り襖は黒塗かまち金張り附け、前面高障子、合天井金張附、鳴居上小壁も金張り付、二重なげし、針隠しは金紋付、二の間、三の間を明けひろけたる時、これを見れば正面襖中央に松の大樹を一幹書し、夫より枝葉を延して、二の間三の間の襖より天井小壁は勿論いつれも一樹の延枝を以て之を覆ふ。其枝葉、遠近、長短、畫工の意匠をこらし、仰き見れば大樹の下にあるの思ひをなさしむ、これ狩野家祖先の意匠に創造せられ、代々摸本定則、遺傳ありて改造の節は元形の通に復し右建築も雛形繪圖面其役々に備ありて先規の通りに構造せしと云ふ。其五、當日五ツ時、御三家諸役人登城御目付より案内にて町奉行甲斐庄飛驒守、北條安房守、御目付日野根長左衛門、藤堂主馬、戸田八郎兵衛、同道にて大手御門前腰掛へ出張す、其以前より當日呼出人大名預りの、松平元千代、松平越前守、松平出御、奥堺御錠口に役々待合夫々御目付一人御先拂、大目付一人御同胞頭一人老中堀田筑前守御先立將軍、御次に御刀持御小性一人、御側御用大牧野備後守、御側御用御取次人一人、御小性頭取一人、御小性二人附添ひ跡より御側衆御小性、小納戸、中奥のともから御醫師御供して松の御廊下通り大名三人、寺社奉行町奉行御下段の前、罷出、御目見御老中侍座

其八、役々御目見済各定の席に就て御目付案内にて呼出もの御席へ出す御預り大名三人先に進み、永見大藏外二人へ掛けの社寺奉行、大目付町奉行、御目付、（名前は前にあり）附添護衛して落様通り、御下段の正面落様北面して蹲踞せしめ各左右後ろに附添着坐す、御徒目付は三の間擧にて残り落様に控へるなり。

其九、中段中央には高麗縁り疊二枚を置、御敷物を据へ、左に御刀掛あり（黒塗金紋付）將軍御出座、御刀持の御小性御刀を掛け凡三尺程も隔り侍座す。其後上段際に一列に御側御用人以下着座其外座順

は略す

其十、御審問之始末は前記の如くなり其時阿部越後守、板倉内膳正は申口を書取り、御審問済の上將軍の檢覽に供す

其十一、御審問済退席の事、阿部豊後守より差圖あり護衛の役々附添、落櫻通り元の場所引戻し、御玄關式臺まで、御徒目付附添、町奉行、御目付出て與力を渡し御用済に付御預り大名家來へ戻し退散せしむべき旨相達す與力同心御徒目付、御小人目付附添、大手前へ呼出人を連出し御預け大名家來へ渡し當日之事終りたり、大手前には渠らを見んとて、見物人集りしを以て、取締として町奉行組同心、多人數出役して混雜を制したりと云ふ

裁判席着席位置

一、將軍御着座

二、御刀持御小性

三、御側御用人牧野備後守、御側御用御取次一人、

御小性頭取一人、御小性二人

四、尾張、紀伊、水戸、甲府の四卿

五、申次の役堀田家筑後守

六、老中稻葉美濃守・太久保加賀守

教誨

(未完)

● 教誨管見

自称教誨生

予輩も又之を以て教誨の新案として之を認む之を認むるを同時に實際に經驗せられんことを當局者に勧告するに客ならざる所なり予輩は元來監獄教誨に縁遠きものにして釋迦に說法の愚を學ぶものにあらずと雖も聊か教誨に関する墨見を陳へ當局者の教を請はんとす予輩の平素教誨に関する持論として彼の俗間に行はる、愚鷄愚翁の間に信仰せらるゝ所の佛陀の理を説き及び極樂淨土の因果を説教的に演述する被戒僧侶の縁言の如き予輩寸毫も其監獄教誨に益あるを認むる能はざるのみならず普通一般の道義的理論を云々するか如きも格別其効の著しきものあるを知らざること久し、就中短期の囚人に對しては甲乙俱に何等の効驗なきを浩嘆せすんはあらず、然らば如何せば即ち可なるやと云ふに、刑期の長短并に各囚か性質の如何に依り差異ありと雖も須らく個人的の性状に依り充分其良心を刺衝するに足るへき適切の事項を應問的に誘問し良心の發動に依り彼等に反省の餘地を與るにあり就中其短期刑者に在つては本刑確定後親しく其監房に就き本囚が社會上の境遇より彼等か現に社會に有せる位地及び家族的總ての關係を反覆詳密に尋問し此憐むべき嘆しむべき被刑

本誌前號の紙上に於て教誨の一新案として囚人に術生談を爲すの教誨に効多きを論せられたる識者あり者との境遇并に刑期中父母妻子か如何にして誰れに依て以て生計を立つべき哉其資産なき者及び近き親屬なきものに在つては饑寒に泣かされは即ち他人の門戸に食を請ふの止むなるへし等最も彼等に對し直接に痛痒を感じるの方針に向て留意教誨せば普通の法談、道義を説くに優る萬々なりとす彼の人類の涙愚ろき如何なる獸行奸佞の兇徒と雖も深く心肝に銘し良心に訴へざるもの殆んど少なく其他教誨を施す時機の如き又可成本囚か家信に接する毎に其告知の序を以て倦まず撓まず留守守る妻子眷屬の痛心此身を案するの切なる至情等最も實際に適應する鎖事小故に至る迄細大注意し説示せば肅然其過ちを悔ひべしと思考せらる此内に流涕大息するものこそ洵に改過遷善の起因たるに外ならず教誨師たるもの此機を失せず益々進んで其肺肝を刺衝するあらんか其悔ひ改むるや即ち眞心に出て事に觸れ時に感し改悛の種子となるものあらん而して能く教誨の目的を達成へきなり要するに教誨彼囚徒の良心を動かし肅然改悛せしむるにあり其手段の如きは強て何種たるを

- 七、溜詰井伊掃部守(彦根)松平讚岐守(高松)松平下總守(忍)保科重四郎(曾津)
八、老中阿部豊後守、板倉内膳正、申口書取の役
九、若年寄久世出雲守、秋元攝津守
十、御奏者番戸田越前守、酒井修理太夫、土井能登守
十一、御側衆、御小性、御納戸、中奥の徒及び御儒者醫師
十二、御譜代大名、諸番頭
十三、黒木書院桐公の諸役人、御目付御使番
十四、呼出人及御預大名、附添寺社奉行、大目付、町奉行、御目付
十五、御徒目付扣席
十六、呼出人控席

問はされは今後は可成信書の告知は教説師をして爲さしめ其席に於て個人的教説を行ひれは其功の顯著なるものあらん聊か教説の方方法時期に付管見を陳ふること爾かり

叙任辭令

(各通)

和歌山縣	尾鼻 武雄	貴志 實	山野 幸三郎	森口 幸之助	浦上 一郎	保田 勝平	田中 晋太郎	楠山 繁吉	勝田與一郎	塚本 虎藏	山本 湯之助
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
看守	休職看守	西岡富之助	同	中村德太郎	同	同	同	同	同	同	同
看守を免す	依頼看守を免す	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西川 房楠	尾鼻 武雄	宇藤勘一郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
廣島縣	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
月給十圓給與	監獄醫助手を命ず	月給三十錢給與	月給五圓給與	月給六十圓給與	監獄衛生事務を委託す	第一課勤務を命ず	監獄勤務を命ず	監獄衛生事務を委託す	監獄衛生事務を委託す	監獄衛生事務を委託す	監獄衛生事務を委託す

依頼雇を免す

千葉縣 手島 貞一

同 中村徳太郎

看守

看守を命し
月俸六圓受業生を命す

(各通)

松永 英楠	宮本 順信	長東 鶴吉	神熊 太郎	白根 保道	赤井 禮藏	西川常次郎	前岩善次郎	竹田摸八郎	堀尾直次郎	井上光太郎	藤本富之助
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
千葉縣 手島 貞一	同 中村徳太郎	看守	休職看守	西岡富之助	同	同	同	同	同	同	同
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
藤原司馬瓶	戸村 民藏	鶴澤喜三郎	根本 文三	大塚 要三	押丁	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小川 正作	成田 幾作	半田金次郎	宇之澤賢司	古川治三郎	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
看守	休職看守	成田 幾作	宇之澤賢司	古川治三郎	同	同	同	同	同	同	同
看守	休職看守	半田金次郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
看守	休職看守	宇之澤賢司	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
潮田 茂	中林常次郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
酒井 卷二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

叙任辭令

三十

叙任辭令

千葉縣監獄醫を命す
月俸二十圓給與宮井 誠二
岡山縣

岡山縣歲入歲出外現金出納官吏

西村 茂範

全監獄署在監人領主物品會計官吏

岡山縣監獄 和田 宗親

大分縣

依頼監獄醫を

大分縣監獄醫

小野 匡

月俸貳拾五圓給與

大分縣監獄醫

小原 男也

監獄署醫務所長を命ず

大分縣書記

利德

大分縣監獄醫を命す

古川 利德

監獄署醫務所勤務を命ず

藤田 準吉

非職ヲ命ス

北海道集治監典獄

長屋 又輔
小泉 保直
大井上輝前

通 信

②看守教習卒業

京都府

看守 井上 熊次

看守

伊藤 好吉

看守 藤川 兼石

看守

羽村佐兵衛

看守 立岡光太郎

看守 菅堅 壘

看守 西秋忠右衛門

看守 村上 慶利

看守 小森孝次郎

看守 山本甚之助

以上 下村 大拙

廣島縣

○看守教習課程卒業す

叙任辭令

任熊本縣下益城
郡長宮井 誠二
岡山縣

任茨城縣典獄

茨城縣典獄 古城彌二郎
任愛知縣典獄 靜岡縣典獄 千頭 正澄

任和歌山縣典獄 和歌山縣典獄福田 純一

任靜岡縣典獄

巖手縣警部 杉江 重久

任愛知縣碧海郡長 愛知縣典獄 村井 高正

任巖手縣典獄

巖手縣警部 小林 清一

任愛知縣碧海郡長

新潟縣典獄 小泉 保直

任新潟縣典獄

千葉縣典獄 千石 學

任千葉縣典獄

千葉縣典獄 千石 學

任新潟縣典獄

千葉縣典獄 千石 學

叙任辭令

任茨城縣典獄

茨城縣典獄 古城彌二郎
任愛知縣典獄 靜岡縣典獄 千頭 正澄

任和歌山縣典獄 和歌山縣典獄福田 純一

任靜岡縣典獄

巖手縣警部 杉江 重久

任愛知縣碧海郡長 愛知縣典獄 村井 高正

巖手縣警部 小林 清一

任愛知縣碧海郡長

新潟縣典獄 小泉 保直

任新潟縣典獄

千葉縣典獄 千石 學

任千葉縣典獄

千葉縣典獄 千石 學

叙任辭令

任茨城縣典獄

茨城縣典獄 古城彌二郎
任愛知縣典獄 靜岡縣典獄 千頭 正澄

任和歌山縣典獄 和歌山縣典獄福田 純一

任靜岡縣典獄

巖手縣警部 杉江 重久

任愛知縣碧海郡長 愛知縣典獄 村井 高正

巖手縣警部 小林 清一

任愛知縣碧海郡長

新潟縣典獄 小泉 保直

任新潟縣典獄

千葉縣典獄 千石 學

任千葉縣典獄

千葉縣典獄 千石 學

監獄法令

三十四

監獄法令

○職集治監假留監官制の改正を裁可し茲に之を公布
せしむ

明治二十八年七月五日

内務大臣子爵野村靖

卷之二十一

監獄醫は判任どす本監若くは分監に屬し上

指揮を承け監獄に係る醫務に從事す
書記看守長及監獄醫の定員は各集治監を
條

て百八十二人とし其の各官の定員は内務大臣定む

看守に係る規程は別に定むる所に依る
事務の分課並に處務の規程は内務大臣之
條

假留監は集治監に附設す但北海道の集治

監には別に其の職員を置かず集治監の職員を
は附設せず

之に充つ

明治二十八年七月十日より施行す

北海道集治監は本令施行の日より本令第一條
北海道に設置すべき集治監として明治二十四

第八號北海道集治監官制は同日より廢止す
海道廳官制中改正の件を裁可し茲に之を公布

御重名

監獄法令

監獄法令

明治二十八七月五日

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第九十九號
明治二十四年勅令第百十一號北海道廳官第七條中
「監督し」を「監督す」と改め「並」以下十一字を削る
附 則

本令は明治二十八年七月十日より施行す
○朕監獄則中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

○朕監獄則中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第二百號
明治二十二年勅令第九十三號監獄則第三條中集治監
の下割駐(北海道に在るもの)を削る
附 則

本令は明治二十八年七月十日より施行す

○朕警視廳典獄特別任用の件を裁可し茲に之を公布
せしむ

御名 御璽
明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第二百三十七號
明治二十四年勅令第二百三十七號を適用す

○朕集治監典獄特別任用の件を裁可し茲に之を公布
せしむ

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第二百一號
明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

勅令第二百二號
明治二十八年七月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 子爵野村 靖

寄書

●監獄書記任用の儀に就て

監獄童子

今般勅令第二百二號を以て典獄任用の範圍を擴張せられ満三年以上廳
府縣典獄の職にある者は試験を須ねず集治監典獄に任用するを得る
こととなり、予輩は之を以て府縣典獄諸君の爲め登龍の門を開か
れたるを祝せんばあるべからず、監獄は均して國家の一部たりと
雖も他の産業教育等の積極的行政と異なり國家の法務に専徳し社會
の生存條件に危害を加へたる兇惡無賴の徒に對し刑罰を執行し改過
遷善に誘導するの目的を以て尙ほ他語を以て云ひ換ぬれば吾人の
心意上に關する治務的行政事務に關するものなれば苟も之より從事す
る大小の官吏は清廉着實身を以て彼等の摸範たるに憚らざる素養な
がるべからざるは勿論官吏と云へば着實清廉を要すること素より
言を俟たず雖も就中監獄官吏は右等廉潔の外に行刑の本旨を達し
得る丈け行刑百般の理術を辨識せざるべからざるの必要あり而して
此行刑の理術を辨識したる者果して何くにか之を离むべき旨はなし
て予輩は當局者に就き極めて抜き精を抜ふの他に策なきを信す、是れ
即ち典獄特別任用の必要ある所以にして今回發布の勅令の如き全
く此範圍を擴げたるに過ぎざるものと云ふも予輩は其過言にあらず
を信す其他典獄以下の官吏に在ても彼の看守長の如き看守を五年
以上勤務の者より特別任用の途を開かれつゝあり(廿三年勅令第二百四
十六號參看)依る以て看守諸君の精勤を獎勵するの手段となり進んで

は適當の監獄官吏を當局者の間に尋ねんことを期したるものより外な
らざるべしとは予輩の平素確信する所なり然れども他方か顧みれば
典獄書記の任用法に就ては從來何等の特別異例なきは予輩其何の故
たるを解する能へざるより最も單に書記と云へば庶務計算に從事
する者なりとば官制の明文に存する所なりと雖も監獄書記の職務に
至つては決して他の普通計算事務と同一視すべからざるは勿論其官
たる典獄を輔佐し長官の代理となつて行刑百般の庶務を處理するも
のなれば其任用の如きも須らく當局者の内に就き之を需むるの必要
あり然るに從來未だ曾て監獄書記任用の儀に就ては何等制限、特別
令あることなく普通列任官より任用せらるることなれるは予輩の
平素遺憾とする所なり、故に予輩は當局有司に望むらく看守長特別
任用の例に數ひ看守五年以上勤務の者より監獄書記に任用の道を開
かれんことを尙ほ進んでは監獄雇員として年以上監獄に從事し書記
の事務を輔助したる者は直に監獄書記に任用し得るの道路を開かれ
んことを、去れば一面適任の書記を得るに難からざるのみならず他
方に於ては看守及監獄雇員の爲め登龍の門を開き併せて銳才有爲の
士を我監獄社會に取容するの捷徑に造りあらんが聊か監獄書記任用の
件に付異見を陳ふること爾なり

●大阪府監獄の貯金方法に就て

在大阪 洋々 教士

災厄は豫め期す可かのざるを以て健全無事なる平素に於て之が備へ
を爲さる可からず然れども人此の理あるを知て之を行ふもの甚だ
稀なり此の災厄に遭遇して狼狽せざらんと欲せば平素貯金の備へを
爲すを尤も必要とす然れども自己に之を行ふは甚だ難きを以て第二

寄　書

三十八

譯より看守の俸給幾分を扣除し貯金せしむるは尤も善良なる美風と云はざるを得ず近來各府縣監獄に於て之を行はざる殆ど稀なり故に一朝不慮の災厄に遭遇するも敢て惑はず餘るに是を處理することを得るなり然れども其の貯金の方法に於て宜しきを失せば爲めに人の権利を害するこそあるなり當局者たるもの豈留意せずして可ならんや獄士は大阪府監獄署は實行する處の貯金方法の尤も不可なるを認め併て三池集治監の看守貯金規約の尤も善耳にして他監獄の摸範と爲すに足る可きことを信す

大阪府監獄は貯金の方法に就て一の貯金規約あるにあらず只貯金の名義を以て看守の俸給より毎月四拾錢を扣除し之を第二課に預り八圓に充つる迄は壹圓の利息を付せず八圓以上に至れば四錢の利息を付し其の四錢の利息は研究費と稱し第二課に預り聚効會の賞品或は運動會の費用若くは聚効道具修繕費、看守教育費等に充つるものとす故に八圓以下は無利息にして八圓以上十六圓に至る迄は凡て一ヶ月四錢の利息なりとす而して其の金額は貯金局なるが將だ銀行なるが判然せず只第二課に預るものゝ如し且つ看守に對しては一片の預り証を交付するに非ず而して貯金を爲したる看守にして止むを得ざる事故にて金子入用のときは二名の保証人を立て印紙を貼付し壹圓に付き壹圓の利息を付するの借用証書を入れて自己の貯金を借用するの方法とせり嗚呼此の貯金の方法は果して完全無欠のものと稱す可き貯金の如きは出入尤も明確にせざれば他人の疑惑を惹起するものなり殊に數千金を預るに於てをや大阪府の看守は現今四百以上あり今一人に就き飯に十圓の貯金現存するをせば四千圓なり豈莫大の金額ならずや此大金を第二課に預け一朝事あるの日に於ては看守たるもの何人に向て誰と共に権利義務を争ふか第二課は義務者な

●監獄官吏の服制に就て

嘗て監獄社會の輿論たりし典獄の服制及看守の服制改正の件は愈々近日發布せらるゝ由果して然らば數年來の希望を達し當事者は満足するを得べしと雖も予輩は尚一の希望を屬するものあり他なし監獄署の第一課長第三課長及支署長の服制是なり

右課長及支署長は監獄書記を以て之に充るの制なれども書記の服制を定らるゝとは絶て聞かざるなり然りと雖も該課長に在ては典獄の代理を以て職務を執行すると往々あり殊に第三課長の如きは日々工場を巡視する等又支署長も在ては典獄の指揮を承くるに因り職務の権限には差異あるも法律規則を執行する點に於ては敢て典獄と異なる所多く大同小異の勤務を履するものなるを以て課長及支署長も亦典獄に次て服制を定めるの必要あり若し之が服制を定むして今日の體に過るときは折角典獄の服制を定るも典獄代理は督護若くは羽織袴を着して職務を執行し課長又は支署長も亦之に倣ふ等のとある於ては更に其効なく紀律を正さんと欲するも覺得へんや

顧て監獄官吏を見るに警部長を始め警部巡査を以て其事務を處理す又あり而して内外勤の區別あるも皆警部巡査を以て其事務を處理す又あると此の如し況んや紀律の府たる監獄官吏に制服なくして可ならんや故に監獄署の課長及支署長の服制も亦之を定めざるへからずされば課長及署長も亦書記なるを以て一般書記の服制定めざるへがらざるかと云に予輩は慚屬たる書記に至る迄總て服制の必要なを極論するものにあらず因て課長及支署長に限り名義を改め典獄の服制と

りと雖ども義務を認むるの証據なきを以て到底裁判上之を争ふ可からず危険なることならずや之に反し自己の貯金を借用せしものゝ借出証書を入れるを以て其の者に對しては却て第二課は権利者にして看守は義務者の地位に立たざるを得ざるに至る今比の貯金方法より就て疑點を揚ぐれば左の如し

第一、八圓に充つる迄利息を付せざるは不部合なり

第二、八圓の上十六圓迄は其の金額の多寡に拘らず凡て一ヶ月でも多少のあるは普通の理なればなり

第三、右四錢の利息を研究費の名稱を付し警効道具其他看守教育費用に充つるは不部合なり何と云ふれば此等の費用は當然監

貯金を以て支拂すべきものなればなり

第四、貯金者たる看守に對し第二課は其の義務を負担するの証書を與へざるは不部合なり何と云ふれば看守は他日何人に向て自己の貯金を請求することも得ざればなり

第五、自己の一部の下付を願ふに對し之に借用証書を入れ且つ利息を付するが如きは實に事理に戾るや云はずして明なり

第六、若し貯金局又は銀行より何と云ふれば看守は他日何人に向て及八圓以上の利息は如何になる可きものなるや且看守に貸與せし壹圓に付き壹圓の利息は何人の所有に歸するや

右の如き害あるを以て斷然此の方法を撤去し三池集治監の如く看守貯金規約は廢け貯金通帳は第二課に保管し貯蓄金登記簿通知書は各自に保管するものとせられんことを冀す(三池集治監看守貯金規約は本篇第六卷第四號雜報欄にあり就て之を參照せられたい)

同時に其服制を定められんことを希望す但課長及支署長の官名は獨逸に散ひて理事と改むるも亦可からんか

●教誨師採用法に付

賓　永　生

我監獄事業は追々進歩の緒に着き明治十年頃の監獄制度に比し殆ど其体裁を一變し已よ看守採用規則其他教誨規等を設られ爾來益々之れを勵行に怠りるゝより法律上及作業上署完全せしものゝ如くなも獨り之に反し退歩しつゝあるは教誨なり斯道當局者に於ても教誨の必要なるを確認し居らるゝも他事に比し聊か合淡なるの嫌なきを難保はね生の常に憂ふる處なり何と云はれは教誨師は各恩派の徒をして感化歸善しむる上に付ては最大必要自ら委任を擔ふものなるにも拘らず我國監獄に於ては此必要的重任を負ふ處の教誨師を採用する上に付て一定の規定且つ其法方なきは如何んぞ抑も現在教誨師は多は僧侶又は漢學者(時事に無頓着なる仙人)等を以て之に充て從前と其法向を放て異にせず然るに日々入監する處の囚徒は時勢の進歩と共に各自の精神も大に進歩し十年以前の囚徒とは全く人心が異はず故に佛道教説的及大學論語の道德的のみに偏依教誨するも全く彼等の意に適中し行刑の効力を失ふと少なし併せから佛道的又は聖人的な以て教誨するを敢て不可なりと云ふにはあらざるも只一方のみ偏依するを不可と云ふれば凡そ人間の性質は各自同

一ならずして各其意見を異にするまして囚人彼れ等に於ては頗る狡猾に富み普通民の及ばざるゝ如し又罪質に依り種々其性質を異ふするに雖も十中の八九は經濟的則ち財政の不整理にて因て成るもの多し之れを以て變成主義教誨主義兩論相持て以て眞民化するの方

問 答

方法を探らざる可からず然れども一言爰に述べんと聖人御の講義をなすも現時勢人心に適せず依て生ひ常に希望する處は斯道當局者と於ては須く教師採用試験法を設け現時の法律は勿論道徳學及經濟學其他時勢の世論俗才に通したる者を以て採用し其任に當てしむるときは各囚徒の舉證其の他彼等のなす上に就て其者の性質を看破し種々教誨の方法手段あるべく假令ば冒病患者を治療するに不治化物を與ふるが如きに甚だしき觀點なきものと信するあり論者曰く果して然らば假令を増加すへしと併しながら現在教師の俸給を以て廉給にあらず彼の單純なる漢學者として時論を通せず規則に領着せざ事才に乏しく只に大學の講義位を以て得意とする教師にさへ與ふる俸給は一ヶ月十五圓内外なり之れを以て比較せば廉給と云ふよりは寧高給なり故に生の信する處にて別に費用を求めてして現時勢に適當する教師を試験の上任用すると容易なりと云ふに聊意見を述べ各位の高評を乞ふ

問 答

●本誌第六卷第六號の質問に答ふ

在大阪 洋々 散士

(一) 杞憂生曰監房の窓障子等に硝子を用ゆるときは危険の虞あり又西の内紙等にして之を張るときは監内を透見する能はざるを以て透明質の紙を製するの方法を質問せられたり散士は如此利便の紙を製

(四) 又全人質疑して曰く重罪の刑事被告人欠席したるときは雖も裁判所は辯護士を撰任せざるべからざるやと云ふにあり此の疑問は實際問題としては價值なし何となれば重罪の刑事被告人は必ず監獄署に拘禁しあるを以て其の公判に出廷せしむるには裁判所は必ず之を監獄署に通知すべきを以て監獄署は其の重罪被告人を裁判所に護送するを以て通知するを以て斯の如き場合に強て欠席判決を爲すが如きことなきや固より疑なし故に實際問題として價值なし然れども萬一欠席の儘判決あるときは如何と云ふに其の場合には必ず辯護士を撰任せざるを得ず何となれば重罪の判決に於ては法律上鄭重にして誤りなからんとを期せしを以てなり然れども爰に注意すへきことあり彼の數人共犯にして重罪を犯し其の中の一人逃走したるときの如き場合には其の就捕のものに對して豫審終結する

するの法方を知らず然れども一言爰に述べんとするは監房其のものに硝子又は紙を張るが如きは固より不可なり現今監房の構造は多くは監房の周圍に障子ありて其の障子の中に戒護に從事せしむるとを得ればなり假令ひ善良の透明紙を發明し得るに至るも監房自体に之を張るが如きは策の得たるものに非ずと思考す

(二) 次に研究生は刑の言渡を受けたるもの上訴期間内に獄則を犯したるときは其の裁判確定の後獄則違犯として處罰することを得るや否との疑問を提出せられたり散士は當然處罰し得るものと思考せり何となれば上訴期間内は他日上訴の上無罪となるやも計り難し依て純然たる刑事被告人を以て之を遇すると雖も其裁判確定したるときは言渡の日より囚人たるものなればなり何となれば質疑者の云へる如く上訴期間の性質は停止の未た條件に外ならざればなり

(三) 跳蛙童子質疑して曰く看病囚投薬を誤て他病又は死に至らしめたるときは何人に責任ありやと云ふにあり散士爲以らく此場合には其責任は看病囚にあり何となれば其の投薬を誤りしものば看病囚に

どきは其の逃走のものに對しても公判に付する場合あり(氏名住所判然のときは)此の場合には其の逃走者は欠席するを以て此の場合には逃走者に對しては欠席判決を言渡を以て尙右の理由に依り辯護士を撰任せざるを得ずと思考す

(五) 又全人質疑して曰く空手にて囚徒が看守に對して抵抗せしこと看守は之を鎮静せんが爲め腰間の秋水を閃かす際一囚徒の面部に觸れ一目を瞎したるときは刑法上の責任如何と云ふにあり此の場合には看守は過失罪を構成するものと思考す何となれば看守は猥りに拔劍したるものなり囚徒が空手にて抵抗するが如き場合には拔劍せざるも他に之を鎮静するの方法あり然るに看守は規則を遵守せずして誤て人を傷けたるを以て右の犯罪を構成する所

(六) 和山生質疑して曰く領置の貨物とは現に行刑中得たる給與工錢とその性質同しきものなるや否やと云ふにあり而して生は甲乙二説を掲げたり散士は

甲説を可とす依て給與工錢も領置貨物の中包含するものと思考す

(七) 飯田琶江氏質疑して曰く囚徒他囚の逃走を官に密

問 答

四十二

告せし處他囚徒之を知り憤りて密告せし囚徒を殴打創傷せしめ之が爲め重禁錮の處分を受けたりと云ふ此の場合に密告せし囚徒は創傷の爲め疾病休業中の日數給與工錢額に對し損害要償の訴權ありや否と云ふにあり散士以爲らく此場合には損害要償の訴權なしと思考す何となれば損害の賠償は直接に生じたるものに對してのみ行ふ權利あるのみ決して間接に生じたるものに對して行ふことを得ず殴打に依て直接の損害は創傷の爲め生じたる薬價代の如きものを云ふなり然れども囚徒の薬價は官より支給するものなるを以て到底損害要償の訴權なきや疑なしと思考す以上卑見誤りあるや計り難きを以て幸に大方の諸君高教の勞を與へられんことを冀望す

● 判決言渡に付疑義

在熊谷 迷理夢侵生

保釋又は責付等して拘留を受けざる犯人既に公判に付せられ辯論終結の後判官は後刻宣告する旨を告げ一時退廷し合議の後ち判決言渡を爲さんとしたるに犯人既に逃走して出庭せず此場合に於ては本案裁を諦めるよりも明なり去れば兩規則共第一條に於て故に必ず試験の上云々あるを以て見るも能く事實に適合したるものなるを知る殊に兩者の互に轉するか如きは素と之れ志願にあらずして地方長官の認め以て適任者と爲したるものなれば毫も試験を經るの必要なく其一己人にして材能体格等の認識し得へからざるものと試験すると同日の論にあらざるは愚者を侯て後知るにあらざるなり啻に轉任は地方長官の適任と認むる而已ならず兩者の日常執務の職務は果して如何執行の方法異なりと雖も性質目的の酷似たる亦職務に關する法規の相兼帶する二三を挙れば俸給服裝体格技術にまれ精勤証書慰勞休暇の制にまれ懲罰例給助例禮式法にまれ皆同一法規の下に浴するに於て何ぞ一己人と均しく試験を經るを要せんや之れ兩者の轉任は該規則を以て禱束せらるへきものにあらず斷して其鐵壁として頼むに足らざるを信す

次に廿四年八月警保局長の通牒に看守たる者は容易に巡査に轉任せしめさる様致度云々と案するに當時看守の俸給は巡査の如く未だ八圓以上とならず爲めに看守より巡査に轉するもの續々あらん事を豫想否

● 轉任問題に付て

越中神通居士

判は欠席として判決を言渡を爲すべき歎將た既に對席審理を遂げ僅かに判決言渡の一部を欠くもののみれば對席として判決言渡を爲すべき歎若し對席とせば如何なる方法に依り言渡を爲すべき歎刑事訴訟法中斯る場合に處する規定あるを發見する能はず江湖の諸彦乞ふ幸に高教を賜はらんことを

紀律生なる論客あり看守巡査相互の轉任に付て兩採用規則の第一條を鐵壁とし兩者相轉するを得ざるものと論斷せられたり予は不敏を顧みず全然之が反対を試みんとする夫れ巡査にあつては廿四年九月看守にあつては廿六年十二月孰れも内務省訓令を以て採用規則發布以前は各地方適宜に採用規則を設け執行し來りしが明治廿三年の勅令は果然巡査看守は待遇を判任官とし隨て俸給を厚ふし警察監獄に時ならぬ花を咲かせて於茲乎政府も人物の採用に注意し全國に一令して採用規則を布き從來の情弊を杜絶し正當な人物を擧ぐる事とはなれり今該規則を通覽するに一己人の志願者に向て制限を付したるものなる事火現に同年四月より各府縣に看守より巡査に轉するもの比較上頻繁なりしを以て斯くては看守に何時も缺員を生し不熟練なる新任看守絶へざるを憂ひ此通牒を發せられたるものならん蓋し予の斯く推究する所以のもの他に非らず該通牒は看守より容易に巡査に轉任せしめさる文辭にして巡査より看守へ轉任の事に及はざるを以て之を知る果して右の如き理由により該通牒を發せられたるものとせば今日看守の俸給は如何既に昨廿七年四月より巡査同様八圓以上となりたれば今や該通牒は業に既に消滅したるものなる事多辯を要せざるなり況んや彼の文書は絶對的に轉任を許さざるに於てをや大方の諸士幸に叱正の聲を探られん事を

● 答飲田琶江氏

神通居士

四人を殴傷し疾病休業に至らしめたる時は被害囚は休業中の若干日數給與工錢額に對し要償の訴をなし得るや否にあり抑も工錢の目的とする所自己及家族の生計を立てるが爲めに非ざれば一般人民の例に倣ひ損害要償の訴を提起する能はざるは勿論なりとす

問 答

四十四

答 前號和山生 神通居士

監獄則第廿八條に所謂領置の貨物中には給與工錢も含蓄せるは勿論なるべし然れども給與工錢と彼の收監の際携帶し來りたる貨物とは自ら取扱上異にせるを得ず即ち給與工錢に付ては可成的制限を付し以て行刑の目的を完からしむるを要す併し典獄に於て正當の費用と認めたるに於ては敢て甲乙なしと雖も苟くも法律を執行するもの活用の妙腕を揮ふ實に茲に在りとす

●答前號跳蛙童子 神通居士

其一 看病囚が投薬を誤り因て死に致したる所爲は疑もなく看病囚に過失殺傷の責あり然れ共他病に變したる事は刑法上罰すべき明文なし此等は宜しく獄則處分を以て其過失を賠償せしむべし但し此事實に付監獄醫看守が投薬の方法に於て看病囚へ相當の注意を缺きたる状況あらば本屬長官へ進退伺を提出するを以て相當なりとす

其二 重罪事件の被告人缺席したりと雖も刑事訴訟法第二百三十七條二號に依り對席に於て被告人自ら選任し能はざる場合と同視し裁判長の職權を以するを以て其刑を執行し緒衣を着せて拘置監に置くべきや將た一の重き刑を執行するものに付第一の確定を待て執行すべきものなる乎

●質疑 在大阪 洋々散士

民事の口頭辯論出頭の爲め裁判所より四人に呼出狀來りたるとき囚人が其口頭辯論に出頭せんと願出でたるときは服役を中止し出頭せしむ可きものなるや將た出頭を許可す可きものにあらざるや敢て會員諸君の明教を仰ぐ

●小包郵送差入に就て

在監人に差入るべきものは監獄則第三十九條全第三十九條に規定られたるものに限るべきは勿論にして之を差入れんとするときは先づ監獄署に出頭して其許可を受くべきものたるは言を俟たざるへし然るに小包郵送法の開けしより往々小包郵便に托して送附し來るものあり而かも差出人の判明せざるものあり

雜報

て辯護人を選任し開廷するは法理の當を得たるものと信す

其三 看守の目的たる鎮静せんが爲め秋水を閃かす際囚徒の面部に觸れたるものなれば無論殴打罪にあらず將亦正當防衛を行ふの場合にもあらざるが如し即ち拔刀の際誤て面部に觸れたるものと認むるより外なきを以て予は過失殺傷を以て論せんとす

●質疑 碩々生

甲なる者窃盜再犯の科に依り本年七月一日重禁錮二月に處せられたるを以て檢事は典獄に對して確定の上は執行可有之との指揮を爲したり

然る處甲嘗て監視規則に違背し重禁錮一月の缺席判決ありしを以て檢事は同月二日之を本人に告知したる上典獄と對して同様指揮書を發したり而して其末文に本月一日言渡の重禁錮二月の刑と通算のと記附記したり

右第一の刑は七月七日に確定し第二の刑は同月六日に確定するものなり然らば同日に於ては第一の裁判は未確定に付執行する能はざるも第二の裁判は確定適ふ差出人の姓名は明記しあるも宿所番地の明記を缺くものあり之れ等は其差入を請ふにあらずして云はゞ押付差入なり監獄則の精神は斯る押付差入を許すにあらずして必ず先づ一應は請願せしむる本旨たるべきや明かなり郵便局に於ては宛名の處に配達せば其任務を了するを以て監獄署に配達す監獄署も亦之を拒絶すること能はず已に之を受く復た如何ともするなし其手續を履まざる廉を以て之が差入を許さしらん歎之を送還せざるへからず又中には規定外のものあり到底許可し難しと雖送還するより外他に道なきも差出人の住所判明せしと雖送還するより外他に道なきも差出人の住所判明せざるはなし思ふに彼れは多くは同房者たりし者若くは住所を明記すること正當の手續を履まず許可せられざるを慮り郵便を利用し已ひなく受理せしむる狡猾手段を取るに外ならざるべし故に之を受理せば彼の術中に陥るに當り監獄行政一部即ち取締を率るに至る住所氏名の明記しかりて之を送還するも其住所氏名は詐稱しありとかゝる所にかかる氏名のものなしとて再び監獄に還り來るのみ斯る場合に在て該物件の始末を如何せん監獄に没収することもならず郵便局へ返るも受附け

さるべきは已むなく監獄に領置し之を受くべき在監人の出獄する際下附せざるを得ざるものゝ如し事實果して此の如くならんには出願の手續を履ましむるを要せず又物品の種類を制限する必要なきに至り殆んど規定を要せざるに至るへし甚だ不紀律不取締となるを免れず斯る場合に際せば當局者は如何なる處置を施さんと欲する乎吾人は以爲小包郵送に係るものは監獄にては總て受附けず直に郵便局へ返還し郵便局に於ては之を差出人へ返還し若し差出人の住所氏名を詐稱しありて受取るへき者なきときは普通信書にして届先の分らざるものと同様沒收の處分を行ふより外に手段なかるへしと但郵便局に於て斯る扱を拒む恐あり仍ては其筋に於て之が處分方を規定發表せらるゝと同時に一面は郵送差入を禁する合達を發せられんこと功望の至に堪へざるなり

● 中部地方典獄協議會に就て

中部地方典獄協議會は本月一日より富山縣に於て開設せらるへき筈の處内務大臣より訓令を發せられ事情を具して認可を得へきこととなりたるに依る歟將た他に事情の存するに由る歟苑に角開會を取消すこととなりたる趣なり議會開設のことは先以て警保局

長へ照會を遂げ支差なしとの回答を得て各聯合地方へ向け會同方を通牒せられたることは已に傳聞せし處なりし斯る手續まで盡されたるに忽ち見合すこととなりたる次第なれば必ず事情の存在するならんと雖經伺をする訓令の發表は少くとも協議會に一頼控を與へたるや知るへきのみ夫れ協議會其ものは決して價値なしとせず否我か監獄の改良進歩を促成する一機關にして利益あり又必要あるものたるは識者は是認する處吾人も亦大に之が利用運行を希望して措かざる處あり今日の如く當局者自ら之を非認する傾向あるは斯道の爲め痛惜の至に堪へざるなり斯る場合に至りたる原因果して如何是正に他動的なる歎將た自動的な歎大に講究を要することなるへし彼の内務大臣の訓令も絶對的に會同を非認せられたるにあらず只其濫に至らんこと慮られたるに過ぎざるへし其裏面の解釋上必要あれば認可せらるへき文言たればなり必竟するに協議會の價値を顯はすと否とは典獄諸氏の双肩に懸れり典獄諸氏は夫れ之れを如何せんと欲する乎自ら協議會を廢止する乎將た進んで之か價値を顯はさんとする乎吾人は斯道の爲め刮目して其成行を見んことを望むに切なり

監獄衛生に就て
監獄衛生の忽かせにすへからざるは已に詳述せし處なるが監獄衛生の周到を圖りて其効果を得るには先づ監獄醫に其人を得ざるへからず今日の現況たる監

● 教習中の着守は定員外に置くへし

ば下痢患者には最も注意を加へ虎列刺病と見て諸般の扱を慎密にせば大事に至らずして修憲せしむるを得ん

監獄衛生の忽かせにすへからざるは已に詳述せし處なるが監獄衛生の周到を圖りて其効果を得るには先づ監獄醫に其人を得ざるへからず今日の現況たる監獄醫は只在監人の診察治療に從事せば其職務を了し得たるものゝ如くに信認し診察治療を了せば退廳し更に全般の衛生上には念及せば恆として顧みざる向少からざるやに傳聞す是れ監獄衛生事務の舉らざる第一原因にして監獄事業の爲めに惜ひ所あり監獄醫諸氏少しく反省して可なり然れども理事者も亦之を統督して大に其責務を盡さしむへき責あり典獄殊に第二課長は最も注意を加へ共に其衝に當りて其實効を期せざるへからず豈只監獄醫の施爲にのみ放任すへき事柄あらんや又監獄醫には其俸を厚くし相當の人を得て其責任の重きを知覺せしめ進んで其一身を監獄衛生事務に供せしむるの覺悟あらしめざるへからず然らざれば監獄衛生の周到は得て期すへからず故に監獄醫諸氏の奮勵は勿論なるも理事者の注意も亦必要なり察せすんばあるへからず

因に記す本年の虎列刺病は先づ腸加答兒病となり夫れより階級を踏んで虎列刺病となる趣なれ

るを儀式的の教習に止めて其實効を收むること能はざるに至りては一も取らす二も取らず寧ろ教習を廢

するの優れるに若かず此廢止論は監獄の改良進歩を企圖する今日に當りては何人も左袒せざるへし否々之か擴張を圖るべき必要こそあり一步も退却せしむへからず而して之か擴張を爲すには教習中は専ら教習のみに充て實務練習の爲め先任者の指導に依り實務に從事するは眞に教習の一部となし日を期し時を定めて之に從事せしめ他の補敍の爲めに使用するか如き勤務に服せしむることなからしめ教習の實効を收めしむるにあり且又看守定員令を案するに教習中看守を定員内に置くの明文なし云はゞ解釋如何に存するのみなり事情此の如く法令彼の如くなれば教習中の看守は定員外に置くも不可なるへし之を定員外に置くことせられんこと獄事の爲め必要なりと信認す敢て極に向て希望を述ぶること爾り

在監人の別異に就て

定あるを以て夫々正規通實施しあるは勿論なるべし
と雖も監房の不足なる爲めには往々便宜法を取るの
已むを得ざるものありと聞く是れ構造の然らしむる
處なれば今速かに改正し難かるへしと雖別異方の適
否は行刑上に最も直接の關係を有す注意せんむ
知らざれども抑々監房前に小札を要する所以のもの
は必竟在房者を知り易からしむる爲めなるへし果し
て然りとせば裏面には番號のみを記し置くも裏面に
は其氏名を記し以て一見其誰たるを知るの便に供す
るも亦必要なしとせず彼の刑事被告人に就ては最も
其必要なるを認む何となれば裁判官檢事等の巡視す
る際特に何某何監房に居るかの問を發するは屢々の
ことなり此の如き場合にも裏面に氏名の記載あれば
主任戒護者居らざるも立ろに之を識認するの便宜あ
り元便宜に出てたることなれば便宜を取るへきは當
然のことなれば監房前的小札の裏面には氏名を併記す
へきことにせられし今日とても之を記し置き敢て違
法とも認めず大方の識者以て如何となす又病者の小
札には其病名をも併記すへし事些末に似たれども一
言して以て参考に供せんと欲す

● 廣島監獄署の衛生

新入者の消毒　如何に獄内を清淨にし人をして各自攝生の途を守らしむるに雖も若し新に拘置監に入る被告人にして万一傳染病流行地より來りたるか又は入監以前有害の食物を食ひて已に病因を齎す等の事ありては惡疫感染の恐れあり若し之をその機入監

監房前的小札の記載方

せしむるときは後日に至りてその病毒發生し遂には
他囚に感染するの媒介となりて掃除も攝生も無効で
なるより過日來入監者あるときは直に消毒室に入れ
身体より携帶品に至るまで充分消毒法を執行し且つ
一週間隔離室に入れ愈々惡疫發生の恐れなきを見て
拘置監に移せり又この新入監者にしてろの着服汚穢
なるときは官署より清潔なる衣服を貸與するが新入
者の消毒に注意すると概ね如斯真木典獄此程人に語
つて曰く市中には傳染病流行の季節に至らは消毒と
か豫防とか俄かに大騒ぎを爲すも監獄にては常に清
潔法を施行し居るか故獄内は世人の想像し得ざる程
清潔なりされば傳染病流行の季節なりとて市中の如
く俄騒ぎを爲すとなし昔日の監獄はいざ知らず今日
の廣島縣監獄署に於ては四人に給する食物衣服に至
るまで能く注意を與ふるが故に囚徒中より惡疫の發
生する虞は極めて尠し只恐るへきは新入者にして毎
年囚徒に惡疫の流行する源因を質せば各縣監獄共新
入者の媒介ならざるはなし云々と本年監獄署内に惡
疫の發生したるもの又之か爲めなりし

あるへからず中に就ても未丁年以上の者とは是非共別異を要す何は捨て置きても此區分は必ず實行せざるへからず而して此の實行上に就て一の注意を要すへきものあり何ぞや裁判渡言書又は戸籍面には未丁年となり居るも實際は丁年以上に達し居る者あり此の如き者は一層厳密に調査を逐け丁年以上と認むる者は之を未丁年者の團体より除去して一團体と爲すへし若し一團体を組成せしむること能はざれひ丁年以上中にて其類を求めて之と合同せしむるの注意を施すべし凡そ犯罪の防制は未丁年者の上に最も効力あり故に行刑の目的を達せんと欲せば先づ重きを未丁年者に置かざるへからず其邊の注意は當局者間に於て既に實行らるゝありとは信すべども一言以て

て共に相當の賃銭を給與して四人を使役するものなり監獄の清潔なるは掃除夫の力なり囚の苦痛を醫するは看病夫の力多に依るされは掃除夫と看病人は直接間接に監獄の衛生上裨益する所多し此の囚の看病夫たるものは懇篤溫和誠實を主とせざる可らず故に極惡無賴の囚人をして看病せしむるは不穩當のとなれども之れは止を得ざる事なれば可成的その罪質の如何を考へ且つ溫和なるものを選ひて之れに命し看守者をして能く注意せしめ居れり故に彼等は不都合をなすと稀なるよし現在の掃除夫は三十名、看病人は病囚の増減に依つて一定せず雖も目下二十名あり其内平病者の看護に從事するものと傳染病者の看病に從事するものとあり

○飲食物の差入　四人には飲食物の差入れを爲すとは許されざるも刑事被告人(未決囚)には其親戚故舊より飲食物を差入れんとを請ふときは之を許可せらるゝの規程あり尤も其差入物は監獄醫嚴重に之れを検査し有害と認むるときは差入を許さず然らば限りは何時たりとも差入を許す筈あるか目下傳染病流行の時節柄なるを以て監獄則施行細則第七十五條に據り飲食物は一切差入れを許さざることとなしたり

一 携帶乳兒處分方に就て
在監婦女携帶乳兒満三歳に及び若くは婦女死亡し其遺児之れある場合、無籍者は其母逮捕を受けし地の市町村長に有籍者は家元又は親屬に引渡し若し家元親屬に難引度事情あるときは本籍市町村長に引渡すへきや果して然りどせば引取人出頭する迄別房に留置し然るへきやとの或る地方の伺出に對し前段引渡方は總て伺出の通りにて可然最後段引取迄に日數を要するときは監獄所在地の市町村長に引渡し監獄の別房に留置する義は相成らすとの意味に指定せられたりと

在監人臥具に就て

在監人臥具は施行細則第五十八條に蒲團と之れあり從來何れの地方に於ても蒲團を貸與し來りしも検査等の場合取扱不便にして且保存上不經濟妙なからざるを以て漸次毛布に改め貸與したしどの伺出は主務内務大臣に於て許可の指令を與へられたりと聞く

而て監獄より給與する食物も一層注意し少しにても不消化の虞ある物は斷して給與せずと云ふ

○飲料水　四人の飲料水は監獄署内の井戸より汲み取り居れるか此の井水は少しく鹽分を含むのみならず他の性分をも含有するを以て其の水質最良とは云ふへからずこれ必竟地性素の然らしむるものならんと云へり故に四人飲料に供するには毎年六月十五日より九月十五日までの間は必ず之を沸騰せされ一滴たりとも飲用するとを許さず而して當監獄署の井戸は毎年冬夏二季に必ず浚渫し又た時々監獄署をして分析を試みし夏季炎天に曝露して勞働を爲す者は誰れも熱渴を訴ふこと甚しく日々作業に從事せるの四人は此の砌り冷水を嗜飲する事なれば獄内各工業に各一個の桶を備へ附け之に一旦煮沸して冷却したる水を貯へ戒護者の見計らひに依りて其の分量を定め飲用せしめ居れるか四人中には之れのみにては堪へ得ざるものか窓かに獄吏の隙を伺ひ井戸邊に至りて生水を飲用するもの往々ありて一層の注意を要すと云ふ

○衣服其他の清潔　四人貸與の就役服は一週間に一度必ず洗濯せしめ通常服は十五日間に一度又た臥

●徒刑囚費用支辨方の儀に就て

茲に第一審に於て徒刑の宣告を受けたるものにして控訴し身柄は甲縣より乙縣へ移送せる者あり然るに第二審に於て第一審判決を取消し更に徒刑の判決を爲したり此場合に於ては控訴中の費用は甲縣より乙縣へ向け支拂濟あるにも拘はらず徒刑の裁判確定したる以上は第一審宣告の日に溯り國庫費支辨に属すへきものなれば乙縣は龜崎に收入せし費用を甲縣に返戻し更に國庫に向て請求すへきか當然なりと雖然かするときは彼は重複の手數を要し取扱上困難に付自今本問の場合に於ては乙縣は其旨を甲縣に報告するに止め甲縣に於ては前日乙縣に向て支拂ひたる費用は直ちに之を國庫に請求することもせば右の煩累なきに付御聽許相成たしとの伺出に對し其筋に於て聞届くべき指令なりたるやに承知せり是れ實に便利多きことと云ふへし

●差入衣類

囚人及懲治人へは監獄則第三十九條の制裁に依り衣類の差入は成らざる筈なれども夏時に入監したる者冬季放免せられ或は入監時の着衣は裁判の結果赃物として押収せられたるものも如きは放免出監に差支

るや當然なり依て右の事情を具し主務大臣へ伺ふときは差入を許可せられるべき筈なるやに聞く

● 購求品の遞送費に就て

在監人に物品購求願を許可し遠地より買入るとき遅送費を要する場合其費用は官費なるや四人の自費なるやを其筋へ照會ありしに右は當然自費たるへき旨回答ありし由に聞く

● 給與工錢の差押に就て

在監人へ給與したる工錢は民事訴訟上債權者に於て差と押るを得るや否に就ては一の疑問なりしに今般北海道集治監の伺出に對し民事訴訟法第六百十八條第六號に依り差押を拒むことを得る旨指令せられたりと左もあるへきことにこそ

● 押送人員に就て

裁判所の召喚により在監人を出廷せしむる爲め留置場までの途中被押送者二三名に過ぎざる少數なるときは單に一人の看守を以て護送せしめらるゝことあり右は途中に於て逃走其他の事故生ずるも防禦の手段なく空しく悪謀を遂げしむるに至る虞れなき能はりしも此は治罪法の法文に基き定められたるものなれば刑事訴訟法及裁判所構成法實施後は重罪裁判所なるものあらざるに付監獄則第三十五條第二項中重罪裁判所云々の規定は當然消滅したるものなりや否やに付從來存廢兩様に解釋せられ寧ろ有効論に歸着し居りしか近頃全く之れに反し消滅論の方勢力あるものゝ由し此際其筋に於て一定の解釋を訓示せられんとを望む・

● 監獄課長の新任付課員の消息

内務局(法學士)浦太郎君は本月十七日監獄課長を命ぜられ警保局監獄課僚内務屬坪井直吉印南於菟吉の兩君及庶務局會計課僚内務屬石渡傳藏川田富之助の兩君其外庶務局雇員一名は北海道集治監事務取調と便電信局長田井重之君は内務局(五級俸)に轉し監獄課勤務を命ぜられたり

● 警保局長の巡閲

今般北海道集治監は内務省直轄となりしか此際特に監督視察を要せらるるべき爲めにや小野田警保局長は北海道集治監及各分監を巡閲せらるゝ事なり

● 柿木原 隔山兩氏の榮轉

被押送者惡謀なしとするも若し看守人に病發等の事故なしとせず宜しく當局者の注意を要すへきなり

● 石川島監獄支署の虎列拉病

全監獄内に六月三十日俄然虎列拉患者二名特發し爾來日一日新患者續出し一時猖獗の勢ひを示し本月中旬までに七十有餘名の患者と三十人に近き死亡者を出すに至り加ふるに看守二名之に感染したる等一時は餘程慘状を顯せしも當局者の銳意し豫防消毒に從事せられたる結果漸やく撲滅の効を奏し昨今新患者を出さしむるに至りしと先以て慶すへし然れども決して小康に安んずへからざるなり當局者幸に留意せられんことを望む

● 教誨新報

大阪府田口保君は大日本教誨新報なるものを發行し全國在監人へ汎く看讀せしめんと夫々奔走中なりと斯の道の爲め悦ぶべきことなり併し其記事の價值如何に付ては他日評する所あらんとす

● 監獄則第三十五條第一項の

存廢に就て

右は重罪裁判所に移すの言渡を受けたるものに接見せんと請ふものを許否する手續を規定したるものなれば曩さに久しく警保局監獄課長たりし柿木原政澄氏は本月一日古城典獄の後を襲ひ出てし茨城縣典獄に榮轉せられ全七日出發赴任せられたり、又嚮きに大阪府より入つて内務省監獄課員なりし隔山利吉郎氏は本月廿六日千石典獄に代つて千葉縣典獄に榮任せられたり、柿木原氏は監獄課長として隔山氏は獄務の経験家として俱に斯道の達識を以て許す所なれば兩氏の榮轉は祝すへく予輩は活目して今後二氏治績の著しきものあるを見んと欲す茲に聊か榮轉を祝す

● 第二回東北地方典獄協議會

議事略記

本項は曩に静岡縣に於て開設せられたる典獄協議會の議事録を其儘轉載せしものにして評者が評は猥りに生か本議事の項目に付懐抱せる意見を付記せしものに過ぎずして敢て本決議を輕重するものにあらされば大方の諸君幸に此意を諒せられんことを望む

愛獄生投す

一本會は明治廿八年五月廿七日より静岡縣靜岡市追手町舊城内靜岡縣廳構内縣會議事堂内に開設し六月三日を以て閉會す
一本會に出席したる典獄左の如し

懸念は之を巡査に護送せしむるより遙かに少かるべきを信す加之他の監獄を參觀して實務の参考に資するの利益あり旁々本案の如く改正せられむとを望む所になり

(評者曰く四人護送手續の改正を要する條項決して是れのみに止まらざるへしと信す、本題の旨意一應は道理あるか如しと雖も甲乙間の護送を看守をして押送せしむることせんか他の監獄を參觀し得るの利益ある代りに定員看守の内を以て之を辨せざるへからざるのみならず護送看守の旅費は當然甲乙何れかの地方監獄費を以て支辨せざるへからざる等の不便あり現行護送手續第十條の沿道地方の警察費支辨たるの利益且つ簡便なるに若かさるなからんや彼の逃走の懸念云々の理由の如きは護送者の責任問題に屬し茲に喋々するの價值なしと信す敢て所見を述べ評言に換ふ)

(柄木、長野、山梨縣提出)
第三 明治十七年六月内務省乙第廿九號同廿三年全省令第五號を改正し集治監に入るゝ囚徒並に上告控訴人の費額を減せられたき事

(理由)

(以下次號)

集治監に入るへき囚徒並に上訴在監人の滞監費用は從來一日金貳拾錢の處右は高額に失し適當の金額に非ず然るに近年上訴人は益々増加する傾きある實況なるを以て地方經濟の負擔益々重きを加ふるの事情あり今各府縣の實況を觀るに上訴在監人費の豫算は年々大に超加の實を呈し中には再三追加豫算を議定せざるへからざるの必要を生ずるものあり故に適當なる費額に減少せられむとを望む

(評者曰く本問は土地の狀況物價の高低に依るものと云ふと雖も集治監に入るへき囚徒の在監費として國庫より一日貳拾錢の割を以て支辨を受けつもあるものにして強ち之を以て高額に失するものと云ふ能はざることは從來當局者の間に耳にする所なり去れば之と同一なる上訴人の在監費用の貳拾錢なるは是れ洵に止むを得ざる數にあらずや况んや廿三年内務省令第五號は原地方の便宜に依り此種類の四人の送還を請求し得るの便法を聞かれたるにあらずや又理論よりするも控訴院所在地方へ移したる被告人は裁判確定後原地方廳へ送還し刑罰を執行するの却て正當の扱たるやの感なきにあらざれば本問の嫌ひある場合に際しては原地方より送還を請求して可なるべしと信す事實果して如何にあるべき哉)

教誨叢書第三十四輯目録

定價四錢郵稅五厘
明治廿八年七月分

教

誨 太平の民

釧路

大塚 素

教

自修

樺戸 原

胤昭

宗

教 スボルジョンの名言

高知

手塚 新

傳

聖書

伊達自得

東京

戸川 安宅

記

温故知新 孟蘭盆會 七夕

天福堂主人

勸

話 人生の梯子

た、 は

勸

警めて待て

三右衛門の金言

駿 堂 生

勸

恩まれし家

長 陽 生

勸

その餘談

濃 川 生

勸

小より大、卑より尊

た、 は

廣 告

必要は動機となり聊か本紙上に改良を加へたり、
 請ふ諸彦一閲の恩を賜へ、今や本會員の相知る出
 獄人即はち直接に間接に本會員の保護の下に在る
 もの又多きを致し本紙は此の人々のため需用せら
 るゝに至り勢ひ筆鋒を在監人にのみ致すを得ず、
 其の主意に於ては行爲上罪惡に沈没せるものを教
 誨訓導するにあれども文意は單に普通人に向つて
 説述することに改めたり依て本書は或る家庭又は
 職工場保護場の看護書籍に充つるに宜しきを致せ
 り、固より淺學吾輩の企圖小補尙望み難しと雖と
 も諸産の叱正を蒙り聊か目的を達せんことを希ふ
 のみ

● 本會雑誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アランヲ
希望ス

会 告

○ 本誌定價並廣告料

壹部 定價 前金六錢 (全國無遞送料)
壹部 前金五錢五厘 (全上)

- 全署内五名以上購讀ノ向ハ一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
- 又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

○ 雜 則

- 監獄雑誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官銜ニ奉職セラル、者ハ其銜名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本ヲ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、キハ其持込貨ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一増割タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ
- 出版主任 磯村發貞
- 碣村發貞
- 海沼富太郎貞
- 沼富太郎貞
- 警察監獄學會支會
- 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地
- 東京市京橋區尾張町新地十八番地
- 明治社印刷所
- (明治二十七年二月廿六日逕信省認可)
- 発行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸
- 支會 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地
- 印刷所 東京市京橋區尾張町新地十八番地
- 明治社印刷所
- 發行人兼編輯人
- 明治廿八年七月三十日發行